

1986

2

自治研かながわ月報

No.5(通算69) 高度情報化社会と自治体の役割(第一次報告書)



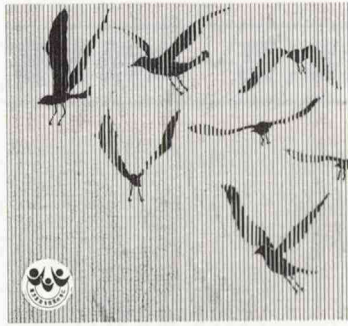
社団法人 神奈川県地方自治研究センター

1986

2

自治研月報 かながわ

No.5(通算69) 高度情報化社会と自治体の役割(第一次報告書)



神奈川県地方自治研究センター

もくじ * * * CONTENTS

高度情報社会と自治体の役割

政策意見書の発表にあたって..... 1

第1部 自治体の情報通信政策にむけた政策意見書

提言1. 分権的な情報通信政策の確立..... 2

提言2. 地域計画としての
高度情報化プランの策定..... 3

提言3. 地域情報通信基盤の整備..... 4

提言4. ケーブル・フランチャイズ制度への対応... 5

提言5. 市民参加による情報民主主義の確立..... 6

提言6. プライバシー保護制度の検討..... 7

提言7. 情報通信政策担当部門の設置..... 8

第2部 高度情報化の現状と諸問題

1. 高度情報社会論における問題の所在..... 10

(1)高度情報化の進展をどうみるか..... 10

(2)地域情報通信政策の必要性..... 12

2. 国の高度情報化政策の動向と
INSモデル実験の問題点..... 13

(1)国の高度情報化政策の動向..... 13

(2)高度情報通信システム (INS) の
モデル実験と問題点..... 18

3. 高度情報化と地域社会..... 25

(1)地域における高度情報化の展開..... 25

(2)高度情報化の具体的働きと影響..... 28

4. 高度情報社会と地方自治体の対応..... 35

(1)自治体における高度情報化施策の動向..... 35

(2)高度情報化と自治体行政..... 38

(3)高度情報化の進展に伴う政策課題..... 40

あとがき..... 48

1986年3月

「高度情報社会と自治体の役割」

— 自治体の情報通信政策の確立に向けて —

(社)神奈川県地方自治研究センター
「高度情報化社会と自治体の役割」研究会

政策意見書の発表に あたって

神奈川県地方自治研究センターでは、84年6月末まで約1ヶ月間、米国内7都市で州政府や地方政府の都市型CATV（ケーブル）規制政策や情報通信政策の実態について調査を行った。米国では、情報化の進展に対応して多くの地方政府でCATV規制政策などを通して、情報通信政策の分権化が進んでおり、このような政策的対応は日本の自治体にとって高度情報社会での自治体政策（地域政策）の形成や自治体の役割を考える上で有益な検討材料となっている。

当センターは、この米国調査をふまえて、84年8月に「高度情報化社会と自治体の役割」研究会を発足させた。昨年5月まで6回の研究会を開催してきた。学識者や自治体職員などによる問題提起を受けた論議を通じて、高度情報社会での自治体の対応や役割を様々な角度から検討してきた。

その間、84年11月の第7回地方の時代シンポジウム「高度情報化社会と地域」では、「米国の地方情報通信政策の研究」（中間報告）を発表し、5つの政策課題の提起を行った。研究会の途中経過と同中間報告を合わせて発表した

のが、自治研かながわ月報№64『高度情報化社会と自治体の役割（中間報告）』（85年1/3合併号）である。

高度情報化の進展に伴って、地方の経済、社会生活は大きく変化するとみられている。そのことは、地域社会や自治体レベルでニューメディアや情報通信システムをどのように利用するのか、あるいは高度情報化に伴う社会的な変化や問題に自治体行政がどう対応するのかを具体的に検討すべき時期が到来していることを意味している。国の省庁からは、郵政省のテレビア構想などの高度情報化関連の施策が競って出されているが、これまでの自治体の政策対応には不十分なものがあつた。高度情報社会における自治体の対応や地域政策のあり方を検討する場合、政策主体としての国と自治体の役割の再検討が必要であるとともに、いわゆる「情報政策」の領域だけでなく、これまで国の専管事務とされてきた通信政策の領域までふみこんで政策検討を行う必要がある。高度情報化に対応して自治体として具体的にどのような政策を打ち立てるべきか、今後の検討を待つべき部分が多いが、当センターではこれまでの検討をふまえて、自治体の情報通信政策に向けた政策意見書（第1次報告）として本報告を発表するものである。今後の政策形成の参考になれば、幸いである。

第1部 自治体の情報通信政策にむけた政策意見書

提言1. 分権的な情報通信政策の確立

今日、郵政省や通産省などの中央省庁は、地域社会に関連したテレトピア構想やニューメディア・コミュニティー構想などの高度情報化構想を具体的に推進しようとしている。高度情報化構想の具体化は、今後の地域社会に大きな変革をもたらすと考えられ、全国的な問題であるとともに地域社会が直面する問題である。しかも高度情報化の進展には、単に技術的な問題、経済的な問題の解決だけでなく、社会的、制度的な問題への対応が課題として残されている。これまで「通信政策」は、国の専管事務とされてきたので、自治体では情報通信システムのあり方や情報通信政策に関する権限などについてほとんど検討されたことがなかった。ところが、今日では地域の高度情報化は、都市機能や地域経済だけでなく地域社会のコミュニケーションや市民生活の質にも大きな影響を与えるものとなってきている。

従って、地域政策の観点からの高度情報化への対応が必要となっており、生活者の立場、地域社会の立場、自治の立場からみた高度情報化に対するきめの細かい通信政策を検討することが求められてきている。その意味で、地域の高度情報化プランの策定、地域情報通信基盤の整備、ケーブル・フランチャイズ制度などへの対応のために、自治体の分権的な情報通信政策を確立する必要がある。

① たとえば道路行政の場合、ネットワークとしての道路網は、国道・都道府県道・市町村道などに分かれており、国・都道府県・市町村による役割分担が、機能的にも制度的にも明らかとなっている。ところが通信政策は国の専管事務とされ、全国的な視点からの政策が実施されてきたが、地域における高度情報化の進展に伴って地域の視点による通信政策を検討する必要が生まれている。

通信政策のあり方として全国的な長期展望の

策定、基幹ネットワークの整備やリンクの仕方、地域間の資源配分や調整など基幹的な通信政策に関する国の役割はいぜん大きく、このような通信政策は今後とも国の専管事務として考えられる。それ以外のきめの細かさが必要な地域レベルの情報通信ネットワークやサービスに関する通信政策においては自治体の役割が大きく、自治体の事務としてとらえる必要が生まれている。

地域における高度情報化は、受け手や情報

ニーズの多様化などにより、規模の経済が働くのではなく範囲の経済が働く場合として考えられるため、中央集権的な全国一律の政策によって対応するよりも、分権的な政策によって対応するのがより効果的である。その場合、情報技術と通信技術の融合や地域情報化の社会的影響などを考慮しながら、政策形成を慎重に行っていく必要がある。今日の情報政策の概念によって、地域の高度情報化に伴う政策課題をすべて包摂することは、理論的に無理があると考えられる。自治体の政策は「情報自由化、情報保護化、情報高度化」などの基本方針としての情報政策と地域レベルの通信政策を結合させた分権的な情報通信政策として推進する必要がある。

② 国レベルでは、情報基盤整備法案の中などで、地域における電気通信事業の一体化調整権を都道府県知事に委譲することや、NTTの民営化に伴って、地域防災計画や救急医療計画などの公的業務を自治体へ移管することが検討されている。ところが地方自治法第2条第10項第3号で、地方自治体は「国の運輸、通信に

関する事務」を処理することができないことになっており、情報通信基盤の整備などの通信政策上の課題に自治体が関与するには法律上問題点が残されている。従って、国から自治体への権限委譲や役割分担の変更を考えるにあたって、地方自治法第2条の規定など現行法や制度上の問題を具体的に検討する必要がある。

③ 当面、現行制度の枠内でも、地域にかかわる情報通信政策に関しては、国と自治体との「協議制」の確立などシステムの整備が最低限必要である。そのためには、現行の電気通信審議会のあり方やその構成を再検討するとともに、地方代表を入れた「地方情報通信審議会（仮称）」などの新設を検討する必要がある。

④ 高度情報社会をめぐる政策課題を考える上で、公・共・私の守備範囲を明らかにするとともに、情報通信分野の権限について国、都道府県、市町村の役割分担を明確にする必要がある。その場合、経済的機能や政府関係などの視点から役割分担を検討することが重要である。

提言2. 地域計画としての高度情報化プランの策定

高度情報化に伴う社会的な変化や問題点に対して、自治体行政がどう対応するのかということが重大な課題となってきているが、これまでの行政内部の枠組みを越えた総合的、地域政策的な観点とその立場からの問題解決が必要となっている。

これまで自治体は、道路や橋などの社会基盤の整備のために総合計画の策定などを通して対応してきたが、高度情報化に対応する地域レベルの高度情報化プランの策定を通して、情報化の長期展望を明確にする必要がある。また、高度情報化の推進にあたっては、地域社会の立場から、事前に情報通信技術やメディアの効果と影響について評価（テクノロジー・アセスメント）することが重要な課題となっており、その場合、情報化の社会的な評価基準を明らかにすることが必要である。

① 地域情報通信システム（地域INS）の整備は、自治体を中心となって規制・誘導・調整する社会基盤整備事業として位置づけられる。また、公共事業としての性格を持つものであるが、都道府県レベルの情報通信に関する将来展望や政策調整が必要となっている。産業の情報化が地域の産業・経済に与える影響は広範囲に及ぶため、地域産業政策の展開と情報通信基盤の整備を統合して推進する必要がある、この問題は自治体の総合計画のあり方と一体的に検討する必要がある。

② 高度情報化によって、雇用や労働、地域産業への対応、情報格差や社会病理への対応、福祉・保健医療分野での情報通信技術・システムの活用、情報通信ネットワークの集中と分散に対する都市整備の側面での対応など、これまでの行政内部の枠組みを越えた地域政策的な取り組みが必要となっている。そのため高度情報

社会への評価や展望を、地域計画としての高度情報化プランによって明らかにし、政策推進上の基本方針とする必要がある。

③ 地域社会の立場から、高度情報化の効果と影響を雇用・労働、環境、生活、人間性などの要因毎に事前の技術評価（テクノロジー・アセスメント）を行う必要がある。その場合、特に高度情報化に伴って労働の単純化や夜間労働の増加など、雇用・労働条件に関する社会問題が深刻化することが考えられるので、この面での技術評価は慎重に行われなければならない。

また、低所得者層や高齢者など社会的、経済的に不利益を受けやすい情報弱者の立場を、高度情報化プランや技術評価の方法に反映させることが自治体の課題として重要である。そのため、社会的可能性という視点による検討を基本にした地域におけるテクノロジー・アセスメントの実施方法や評価基準を確立する必要がある。

提言 3. 地域情報通信基盤の整備

地域社会の高度情報化が急速に進展している今日、地域情報通信システム（地域INS）などの整備により地域経済の活性化、都市整備、国際化への対応などを図っていくことが、自治体の政策課題としてますます重要になってきている。地域情報通信基盤（インフラストラクチャー）の整備は、高度情報化の推進にとっての前提条件であり、自治体は都市づくり、まちづくりなど地域政策的な観点や産業・経済の活性化という立場から積極的に関与していく必要がある。

① 地域における高度情報化に対応するために、デジタル通信網、都市型CATV（ケーブルテレビ）網、LAN（地域内情報通信網）などの地域情報通信基盤を整備する必要がある。この課題は、高齢化社会の進展による社会構造の変化などとも関連して、地域情報通信システムや行政情報システムなどを統合した、自治体

レベルの地域情報通信システム（地域INS）の整備という長期的視点から検討される必要がある。

② 情報通信システムは巨大化、集中化の段階から多様化とともにネットワーク化の段階に入ってきているといわれる。地域社会への高度

情報化の影響を考えると、「生活の論理」と「公共の論理」を軸とする政策を形成することによって、市民の立場に立った情報通信システムの管理と活用を行っていく方法を検討する必要がある。

③ 地域情報通信市場における公正競争の確保と市場の失敗への対応、すなわち「公平性の確保」ということが重要な政策課題になると考えられる。この観点からも公的部門としての自治体の役割は大きい。公衆電気通信整備公社などによる地域情報通信システムの設立を検討する必要がある。

④ 地域情報通信基盤の整備が企業ベースで行われた場合、高度成長期に土地の買い占めとスプロールによって様々の都市問題が発生したのと同じように、情報の買い占めとスプロールなどにより、地域間情報格差など市場メカニズムによる調整だけでは解決が困難な様々な問題が生じる可能性がある。地域政策の主体としての自治体は、地域における公共性や一体性の確保という観点から、規制・誘導・調整など政策的補完を行っていく必要がある。

⑤ 情報通信基盤の整備にあたって、都市環境、防災、安全対策などの観点から、道路など既存の都市施設を有効に活用して、電線や通信ケーブルなどの地下埋設化をキャブシステム（ミニ共同溝方式）により推進していく必要がある。その場合、地方道（都道府県道と市町村道）の費用負担は、自治体、電力会社、NTT

がほぼ均等負担することになるとみられるが、地方財政の立場からはこの問題への対応は慎重に行われなければならない。

⑥ 情報の国際化に対応するために、国際情報通信基盤の整備を推進することが重要な課題となっている。その整備にあたって、県は国及び市町村あるいは他団体（東京都、千葉県）との間で調整を行う必要がある。そのためには、テレポート構想などの国際情報通信基盤の整備プロジェクトの調査研究、その対応策、隣接地で同時にテレポートを建設する場合の問題点の検討などを早急に実施する必要がある。

⑦ 地域経済の国際化、情報化、情報収集活動を促進するために、具体的な支援施策を県として推進する必要がある。たとえばインテリジェントビル（高度情報化対応ビル）、サイエンスパーク（ベンチャー企業育成のための情報サービスや教育機能を持つハイテク化の拠点）などの整備を一層促進する必要がある。また、神奈川における情報発信機能を向上させるため、地域産業政策の展開と情報通信基盤の整備を一体化させていく必要がある。

⑧ 高度情報化の健全な進展を図るために、データベース整備を積極的に推進する必要がある。具体的な政策としては、行政データの提供による民間データベース構築の支援、公的データベースの構築促進、データベース利用環境の整備などがある。

提言 4. ケーブル・フランチャイズ制度への対応

米国では、情報化の進展に対応して多くの地方政府でCATV規制政策などを通して情

報通信政策の分権化が進められている。具体的には、CATV事業に公益事業としての地域的な営業独占権を与えるケーブル・フランチャイズ制度を導入することによって、視聴者の権利の保護を図っている。日本でも今後都市型CATVが急速に普及すると予想されており、地域密着型のメディアとしてのCATVに公益事業としての社会的位置づけを与えることは重要な課題となる。CATVの許認可は、政策的には重要な意味を持っているために、ケーブル・フランチャイズ制度の導入による地域における政策的対応などを検討する必要がある。

① CATV事業は、公益事業的な性格が強いと考えられるので、地域メディアとしての公益事業性を確保するにあたって許認可権の活用が重要な課題になると考えられる。そのため、CATV事業の公益事業としての地域的な営業独占権の認可と視聴者の権利の保護を目的としたケーブル・フランチャイズ制度の導入による対応などを検討する必要がある。ケーブル・フランチャイズ制度とは、CATV事業の申請書の中から地域社会にとって最善の提案を選択することによって、視聴者の権利を保護するための制度である。

② 有線テレビジョン法第4条第2項によれば、郵政大臣はCATV放送施設の設置許可の申請に対し「許可または不許可の処分を必要とするときは、関係都道府県の意見を聞かなけれ

ばならない」となっているが、自治体や地域社会の声を反映できるシステムが保障されているわけではない。都市型CATVの地域密着型メディアとしての性格によって自治体の政策的な関与が今後重要になると考えられるが、権限委譲など国と自治体との関係を再検討する必要がある。具体的には、同法の許認可権を自治体に委譲するように国に法改正を要望していくことである。

③ ケーブル・フランチャイズ制度を導入することによって、自治体自身に情報化の重要性を認識させることができ、自治体の情報通信政策を確立するステップとすることができる。そのために市民参加によるフランチャイズ認可の手続きや、ケーブルテレビ条例の制定などの検討が必要である。

提言5. 市民参加による情報民主主義の確立

高度情報化は地域社会に多大な影響を与えるとみられているが、これまで企業サイドのニーズや技術的可能性に関する論議が先行したり、また情報の送手手の論議が優先してきたという状況がある。そのような状況の下で、受け手となっている市民側の声が反映できるようなシステムの形成や、メディアへのアクセスに関する公平性の確保が政策的課題となっている。そのため、地域社会の高度情報化を生活者、地域社会、自治の立場から検討することが必要になっており、その場合、市民参加による情報民主主義の確立が基本とされるべきである。

① 高度情報社会における市民参加を実質的なものにするには、ニューメディアへのアクセス権（接近権）の保障が基本である。これは、高度情報社会では公平性の確保が優先的な政策課題になるということを意味している。高度情報社会における公平性の確保は、アクセス権に関する地域間格差や所得格差をどう解消するかという課題として提起されている。特に地域社会のコミュニケーションや市民生活の質などを考慮すると、アクセスに関する公平性の確保を通じた情報民主主義の確立が必要である。また、市民のアクセス権を保障する立場から資源としての情報の管理と活用を行う必要がある。

② 地域の高度情報化に伴って、アクセス権の保障や公平性の確保を政策的に達成するのが自治体の重要な役割である。高度情報化の中で取り残される可能性の大きい低所得者層、高齢者など経済的弱者＝情報弱者の権利を守り、均等な機会を提供するためにも自治体の役割は重要であり、そのためにも今後個人による、あるいは市民団体相互のネットワーク利用や自主運営への自治体助成などを検討する必要がある。

③ 情報民主主義を保障する制度としてのCATVアクセス・チャンネル制度を確立する必

要がある。CATVのアクセス・チャンネルとは、主に市民運動などに提供されるパブリック・アクセス・チャンネル、自治体（広報）チャンネル、教育チャンネルなどの無料のチャンネル・リースのことをいうが、パブリック・アクセスとは、地域社会の市民生活の質を向上させることを目的にしたメディアへの市民アクセスを基本としている。パブリック・アクセスを活性化させるためには、市民参加と公平かつ公正な制度的な手続きの保障が必要である。

④ CATVアクセス・チャンネル制度の導入に際して、自治体にとってはCATVチャンネルや関連施設の公平な配分が重要な政策上の課題になるが、地域に根ざした住民参加による運用調整を行う機関の設立を検討する必要がある。また、モニター制度の導入によって公平性を確保することなどを検討する必要がある。

⑤ チャンネルやCATV施設などの効率的な利用のために、アクセス・チャンネル提供の段階的な実施や、アクセス・チャンネルに関するガイドラインなどを検討する必要がある。また、アクセス・チャンネルの内容的な規制は検閲などの問題を伴うので、自治体としては慎重な対応が必要である。

提言6. プライバシー保護制度の検討

情報通信技術の飛躍的な発達に伴って、公的部門、民間部門ともにネットワーク化によるデータの集中と広範な利用が進み、プライバシー侵害の可能性が高まっている。個人に関する情報の収集・訂正・廃棄のすべてにわたって個人の意志が尊重されるとする自己情報支配権の観点から、民間部門を含めた総合的なプライバシー保護制度を検討することが必要になっている。

① 高度情報化の進展に伴って、データを大量かつ迅速に処理することが可能になり、個人

に関する種々の情報が本人の知らない間に収集・蓄積・利用される状況が生まれており、プライバシー保護が社会的に重要な課題になっている。個人データ処理に伴うプライバシー保護対策は、個人データのコンピュータ処理の場合だけでなく、コンピュータを利用しない手作業による「マニュアル処理」をも規制対象として含める必要がある。さらに、双方向CATVやキャプテンなどの対話型の双方向通信による情報収集機能などに関連した新しいプライバシー侵害の可能性も生まれているため、これらを含めたプライバシー保護制度を検討する必要がある。

② プライバシー保護制度を検討する場合、公的部門と共に民間部門を対象とした総合的なプライバシー保護制度として検討する必要がある。また、全国的な高度情報化の進展の下で自治体のみによる個人情報の流通規制は実効性に問題があるので、国による総合的なプライバシー保護法の早期制定が重要な課題となっており、自治体から国への働き掛けを強めることが

必要である。

③ プライバシー保護制度を検討する場合、行政管理庁「プライバシー保護研究会」の5原則（1.収集制限、2.利用制限、3.個人参加、4.適正管理、5.責任明確化）は、個人データの処理に伴うプライバシー保護対策において講じられるべきミニマムの基準である。行政情報をめぐるプライバシー保護の場合、情報の性格からして考慮すべき点が多く、さらに詳細なものとして今後慎重かつ具体的に検討していく必要がある。

④ 高度情報社会では市民生活に関連する多くの問題が発生すると予想されるが、米国では「CATV評議会」など利用者代表が参加できる制度を導入している地方政府もあり、このような制度を今後検討する必要がある。また、利用者代表制を具体化する方法として、CATV会社の所有権の一部を利用者協同組合所有とする制度などを検討する必要がある。

提言7. 情報通信政策担当部門の設置

高度情報化に対して自治体がどのような立場から政策的に対応するのが、今後の地域社会のあり方や自治体行政を考える上でも重要な課題となっている。自治体の情報通信政策を確立し運用していくためには、情報通信政策を専管する部門の設置など行政内部の組織体制の整備を図る必要がある。

① すでにみたように自治体は、地域情報通信基盤の整備、CATVフランチャイズ権の認可、情報民主主義の確立、プライバシー保護などの高度情報化の推進に関する広範な課題を持っており、担当部門の設置によってそれらの課題の調査、研究、企画、調整、プロジェクト推

進などを図る必要がある。また、この部門が庁内の総合調整、及び国、市町村、NTT、一般企業など対外諸機関に対する一元的な窓口となる必要がある。

② CATVフランチャイズ制度への対応と

して、自治体のフランチャイズ制度を所管する組織の検討が必要となっている。その場合、CATV規制政策を実施するために、米国の地方政府が採用している「1.課係の新設、2.既存の課係、3.諮問委員会、4.外部コンサルタント」などによる対応方式を、今後問題点も含めて検討する必要がある。また、都市型CATVなどによる高度情報化に対応するために、技術的問題、法制度的問題、政策的問題などに対する自治体職員の能力向上が求められており、その点で自治体の情報通信政策担当部門を担える人材養成を緊急の課題として検討する必要がある。

③ 自治体行政の高度情報化に伴って、コンピュータ・リテラシー（コンピュータ利用能力）の向上などを目的に、教育研修を改善していく必要がある。また、中高年対策やVDT障害など健康管理問題なども併せて重要な課題として検討していく必要がある。

第2部 高度情報化の現状と諸問題

1. 高度情報社会論における問題の所在

(1) 高度情報化の進展をどうみるか

高度情報化をめぐる論議は一時期ほどではないにしろ依然として盛んであり、様々な立場からの論議が行われている。80年代前半までを高度情報化の総論の時代であったとするならば、80年代後半以降は、テレトピア構想などの情報都市構想の具体化、キャプテンの商用化、V A Nの自由化などにみられるように、高度情報化の各論の時代として定義することもできるだろう。情報通信技術の発達に主導される高度情報化の進展に伴って地方の経済、社会生活は大きく変容していくとみられている。そのことは、地域社会や自治体レベルでニューメディアや情報通信システムをどのように利用するのか、あるいは高度情報化に伴う社会的な変化や問題に自治体行政がどう対応するのかを具体的に検討すべき時期の到来を示している。地域における高度情報化の進展に伴う課題を、国土庁の四全総長期展望作業中間とりまとめ「日本21世紀への展望」(84年11月)は、次のように整理している。

「地域における高度情報化の課題としては、まず第1に、地域特性に基づいた情報通信シス

テムの整備が挙げられよう。情報通信が地域社会にとって有効に機能するためにも、地域特性を把握し、地域のニーズを見極めることが重要である。情報通信ネットワークの高度化は、全国及び海外を対象とする広域システムと地域を対象とするシステムとの二重構造で進展すると考えられ、地域システムにおいては地域の個性の発揮が重要な要素となろう。その点で、地域特有のデータを収納したデータバンクとしての地域情報センター等の構築も重要なものになると考えられる。

第2の課題は、情報通信システムをとりまく環境の整備である。情報通信システムが地域に効率的に導入され、地域に密着したものとなるよう、システムを運用する要員の確保、CATVの番組制作等に地域住民が気軽に参加できる体制の確立等、環境整備を計ることが重要である。

第3の課題は、地方自治体等地域における公的部門の積極的な対応である。従来、地域における公的部門にとっては、情報通信はある面では与件としての性格を強く持っていたといえよう。しかし、高度情報化の進展のなかで、地域にどのような将来像を描くかは、地方自治体等公的部門の企画力と積極的な行動力にかかっている面が大きいといってもよいであろう。

最後に、基本的な課題として地域の情報発信能力の向上を挙げることができる。地域データベースの作成やCATVの番組制作等を通じ、地域の文化、産業等に関する特有の情報や全国

表-1 日本の経済社会の20世紀から21世紀への潮流

	20世紀	21世紀
1. 人口	急増（1世紀で3倍強）	<ul style="list-style-type: none"> 〔停滞または緩やかな減少 大幅な減少 高齢型社会 家族の多様化と個化 選択的帰属（家庭、職場、コミュニティ、インフォーマルグループなど） 〔国土田園都市化 都市の混乱・衰退と農村の荒廃 創造的消費の拡大 学習の生涯化 非定型化の浸透 双方向の流れ、ネットワーク化 〔情報の分権化（格差縮小） 情報の集権化（格差拡大） サービス化、ソフト化 エネルギー寡消費型技術 〔新エネルギー（高速増殖炉→核融合、太陽エネルギー） エネルギーの谷間のおそれ 〔自然との共生 自然破壊のおそれ 〔分権化 高次集権化 融合的国際化 〔国際的孤立 超高度産業文明 〔高度な人間価値の創造 人間疎外 脱産業文明の可能性
2. 家族	若年型社会	
3. 帰属	イエの崩壊と核家族化	
	地域共同体から職場社会へ	
4. 居住空間	農村から都市へ（巨大都市の形成）	
5. 消費生活	基礎的消費から選択的消費へ	
	家庭機能の外部化	
6. 教育	学校教育の発展	
7. 労働	定型化	
8. 情報	単一方向の流れ（マスコミュニケーション）	
9. 産業	農業から工業へ	
10. 技術	エネルギー多消費型技術	
11. エネルギー	化石燃料（石炭→石油）	
12. 自然	自然の征服	
13. 政治行政システム	集権化	
14. 世界との関係	膨張的国際化	
15. 文明の性格	産業文明の確立	

（出所：国土庁計画・調整局）

的、国際的に汎用性の高い情報を地域において生産し、収集・蓄積し、発信することが期待されよう。」

ニューメディアは今後とも発展していくと予測されているが、情報通信に関する技術や需要は、今後どのように展開するのか不確実な要因が多いと考えられている。ニューメディアの社会的影響には光と影の側面があるが、いずれかの側面だけを一面的に強調することは社会の将来像を考えるためにも有効な方法であるとはい

えない。高度情報社会では、情報過多、情報格差、情報集中、情報の流通・処理等に伴う人権侵害、情報財産の無保護、情報メディア利用の不均衡など影の側面に関する多くの問題が生じると考えられるので、影の側面への対応は緊急の政策課題となっている。

これまで企業間の激しい技術開発競争や市場獲得競争が先行する中で、高度情報社会論やニューメディア論議の多くは、主として技術主導、市場主導の送り手の論理によって展開されてき

た。しかし、このような論議の方向によって、地域社会や市民生活にとって必要な情報通信システムの整備や高度情報化に対応した地域政策の確立が可能であるかどうかは疑問であり、次のような批判も加えられている。

『郵政官僚達が高々と掲げる「高度情報社会論」やNTTの「INS社会論」、さらに巷間の「ニューメディア論」などの論理のベースはいずれも超技術主義的な、一種の技術決定論である。まさにハード派的、あるいは技術派的なアプローチの面目躍如たるものがある。しかしながら、……INSによってこのうえもなく便利で効率的な生活や社会が実現するといわれても、にわかには信じ難いのである。ハード派的アプローチには技術者集団特有の強烈なバイアスがまわりついている。つまり、彼等は技術的なフィージビリティと経済的ならびに社会的フィージビリティとの間にはほとんど乖離がないと想定してしまう。』（斎藤精一著「情報エコノミーの衝撃」）

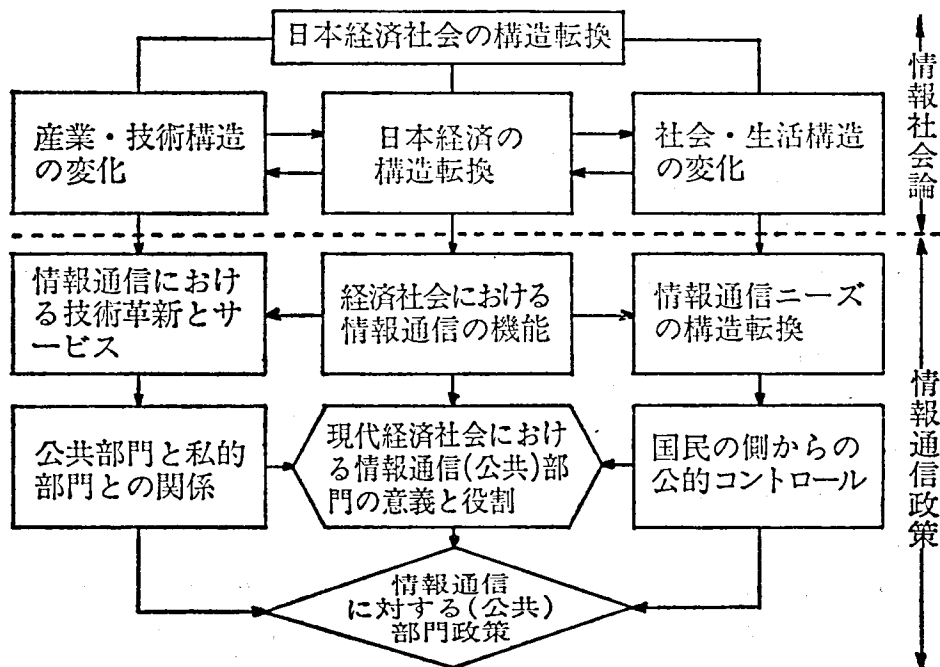
これは、いわば技術決定論的な立場により技術的側面に重点が置かれた論議が展開され、社会的な問題などの評価が不十分な状況にあることを鋭く指摘したものである。高度情報化の進展に伴って、技術的な問題や経済的な問題を解決すればよいのではなく、社会的、制度的な問題への対応が公的部門の政策課題として残されている。しかもニューメディア・フィーバーの中で見逃されがちであった事実は、高度情報通信システム（INS）の実験は、サービスなどソフト面ではまだ実験段階にあるが、デジタル通信網などのハード面でのシステムの整備は着々と進んでいるということである。

(2) 地方情報通信政策の必要性

高度情報社会では、地域情報通信システムが重要な役割を果たすようになることをふまえて、地域社会や市民生活にとって真に望ましい情報通信システムとは何か、あるいは自治体は政策的にどう対応すべきかという論議を地域政策的な視点から深める必要がある。高度情報化構想や情報通信技術に対する自治体の取組みは活発になってきているが、政策的にはまだかなり立ち遅れているのが現状である。これについて、行政が規制、補助等の係りを持つべきである「社会システムとしての情報システムについては、本県を初め自治体の関心が高かったとは言えない。特に社会システムの基盤となる通信政策については、国あるいは電電公社の責務であるとの認識から、殆ど関与していなかったのが現状である。」（山崎征男、「自治体の情報政策のあり方」ジュリスト増刊総合特集37号、P187）という指摘もある。

地方自治法第2条第10項第3号によれば、通信は国の専管事務であり、地方自治体は処理することができないものとされているので、情報通信基盤の整備などの通信政策上の課題に自治体が関与するには問題が残されている。。ニューメディアが地方が主体的に進めているまちづくりや地域開発などに深いかかりを持ってくことを考えれば、今までのオールドメディアに立脚した固定観念から脱却し、国と地方を通じた新しい情報通信政策のあり方や国と自治体の役割分担を検討することが、今後自治体が直面せざるを得ない重要な政策課題のひとつになる。情報財には公共財、共有財としての性質があるが、この意味は市場メカニズムだけにまかせては十分に機能し得ないという財の性質があることを示している。特に地域情報通信システムの構築を考える時、情報財の位置付けは今後重要な意味を持ってくると考えられる。

図-1 経済社会の構造転換と情報通信



(出所:増田祐司氏)

高度情報社会での主導権を握るために、中央省庁から通産省のニューメディア・コミュニティー構想や郵政省のテレトピア構想などの高度情報化関連の施策が競って出されているが、自治体側はこれまで国の省庁別のバラバラの政策に振り回されてきた傾向が強い。これまで国が一元的に行ってきた情報通信政策に対して、地方も地域特性に応じて政策を立案し、対応する必要性が高まっている。自治体の役割や地域の政策のあり方を検討する場合に明らかな問題点は、今日まで自治体の情報通信政策がなかったことである。高度情報社会における政策主体としての国と自治体の役割の再検討が必要になっているのである。

情報化に対応して自治体として具体的にどのような情報通信政策を打ち立てるべきか、まだ今後の検討を待つべき部分が多いことも事実で

あるが、システムは一旦形成されるとそれを作り変えることには技術的、経済的な困難が多く、それだけに国民経済的な観点からどのような情報通信システムの形成が望ましいのかを今日多面的に検討する必要性が生まれているのである。

2. 国の高度情報化政策の動向とINSモデル実験の問題点

(1) 国の高度情報化政策の動向

① 各種情報化構想の展開

85年4月1日、電気通信事業法、日本電信電話会社法などが施行されたことに伴い、電気通信分野は独占体制から自由競争体制へ大きく転

換した。我が国は情報化の著しい進展の中で、高度情報社会へ向けて転換期を迎えており、産業構造や社会生活は大きく変化しつつある。高度情報社会の実現にあたっては、電気通信事業分野への競争原理の導入とともに、電気通信事業の育成振興をはじめとする各種の環境整備を図っていく必要があると考えられているが、これに対する国の各省庁の情報化構想としては、郵政省のテレトピア構想（未来型コミュニケーションモデル都市構想）、通産省のニューメディア・コミュニティー構想、テクノマート構想、建設省のインテリジェント・シティ構想、運輸省のメディア・ターミナル構想などが相次いで発表されている。

これらの中でも、郵政省のテレトピア構想、通産省のニューメディア・コミュニティー構想、建設省のインテリジェント・シティ構想が今後の地域社会のあり方に大きな影響を与えるものになると考えられる。これらの構想では情報通信網の整備を地域政策とリンクさせることによって、情報通信網を地域社会に対するインパクトとし、産業を誘導したり、生活基盤を整備するために大きな役割を果たすことが期待されており、広い意味での地域政策として考えることができる。このような政策に関して通産省と郵政省が競合関係にあることに象徴されるように、各省庁はタテ割の情報化構想を発表しているが、政策的な整合性や統合の動きはほとんどなく地域政策のあり方としては問題の多い状況にある。

② テレトピア構想など地域情報化施策の内容

郵政省が推進している未来型コミュニケーションモデル都市構想（テレトピア構想）は、地域振興における情報通信の重要性を踏まえ、モデル都市に様々なニューメディアを導入し、全国的普及の拠点にするとともに、その実用的な

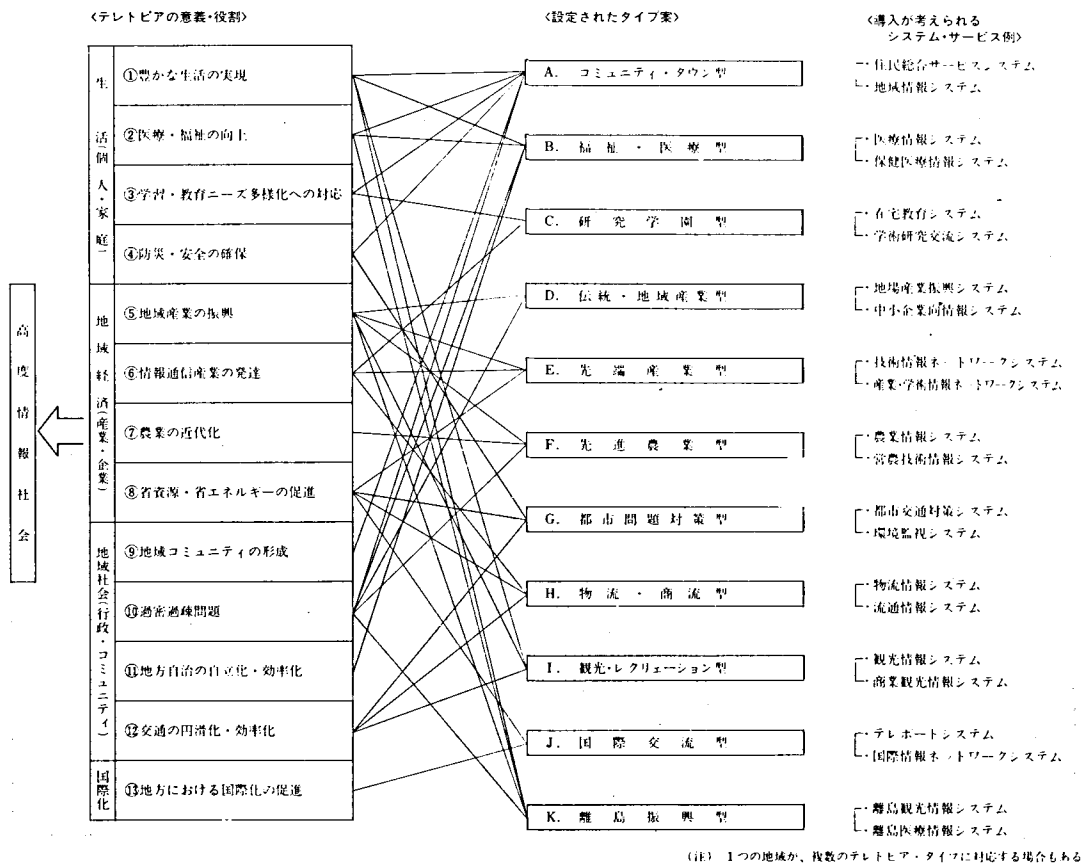
運用を通して地域社会に及ぼす効果や影響、問題点の把握などを行うことを目的としている。これは郵政省がニューメディアの早期全国普及をねらって策定したもので、いわばニューメディアの前倒し政策といえるものである。

84年5月にテレトピア構想の全体像を表す基本計画策定要領が定められ、同年9月の全国52地域からのモデル都市構築へ向けての基本計画の提出を受けて、85年3月に20地域が第1次の「テレトピア指定地域」となった。さらに、10月、11月に追加指定が行われて、「テレトピア指定地域」は合計34地域となった。神奈川県では横浜市の「みなとみらい21事業区域および周辺港湾地域」が指定されて、今後多目的国際情報ネットワークの整備が計画されている。

84年12月に発表されたテレトピア構想懇談会「テレトピア構想最終報告書」によれば、「実用を前提とし、双方向CATV、キャプテンシステムなどのニューメディアをモデル都市に集中的に導入、集積することにより、ニューメディアが家庭、経済、地域社会に及ぼす効果や影響、問題点を実体験を通じて把握し、これにより制度的、技術的、経済的な諸課題についての対応策やニーズに対応したニューメディアの普及方を明らかにし、迎うべき高度情報社会の諸課題を事前に克服することを目的とするパイロット的な構想」と位置づけている。同構想の実現のために、モデルに具体的に次のような実用システムを優先的に構築するための施策を打ち出している。1) 双方向CATVの普及促進、2) 地域INSの建設、3) 広帯域電送路の設置、4) キャプテンシステムの先行的拡大、5) 通信衛星を利用した通信ネットワークの建設。

84年10月に8地域が指定された通産省のニューメディア・コミュニティー構想は、ある意味でモデル・システムとみることができるもの

図-2 モデル都市のイメージ (テレトピア・タイプの想定)



(出所:講談社,「テレトピア計画,昭和60年2月,P56~57)

である。この構想はモデル地域を選んで、その地域の特徴を生かしたシステムを実験して、その実験を通じて得られた成果を各地に普及させることを目的にしている。いわばニューメディアに関する実証モデルの構築、実用化実験のための構想である。テレトピア構想もニューメディア・コミュニティ構想もモデル地域に様々なニューメディアを導入して各種の情報通信システムを構築する点で似ているが、ニューメディア・コミュニティ構想が産業、技術情報中心であるのに対して、テレトピアは地域、医療、環境監視など幅広い情報システムを対象にして

いるのが異なった点である。そして、テレトピア構想がNTTのINS実験と連動して地域INSを促進する役割を持っている点にも違いがある。ただいずれのモデル地域も今後厳しい経済的、財政的問題に直面するのではないかとみられている。特にテレトピアの場合、1地域当たりのシステム構築費用が平均43億9,000万円になり、システムの構築の主体となる自治体の財政状況が厳しいため、資金調達や採算面で解決すべき課題は多いとみられる。

85年6月に発表された建設省のインテリジェント・シティ(高度情報化都市)構想も高度情

表-2 テレトピア構想とニューメディア・コミュニティ構想の比較

区 分		郵 政 省	通 産 省
項 目			
1 名 称		未来型コミュニケーションモデル都市構想(テレトピア構想)	ニューメディア・コミュニティ構想
2 基本的な考え方		日本電信電話公社及び民間業者の協力を得つつ、モデル都市に、ニューメディアの優先的普及・充実強化を図り、未来型コミュニケーション社会実現のパイロット・モデルとする。	ニューメディアを駆使した情報化システムを開発、地域コミュニティのニーズに即応する実証モデルを構築し、実用化・実験を行うことにより、実用化の促進を行う。
3 方 策		実用化を前提とした地域INS, CAPTAIN, CATV, 光ファイバー, 衛星通信等の導入。	実証モデルの構築, 実用化実験。
4 地域指定の状況	(1) 地域指定予定数	(予算化に併せ随時追加)	(予算化に併せ随時追加)
	(2) 指定済数	34 地域 (昭和60年11月)	15 地域(昭和60年8月)
備 考		(昭和59年12月) 未来型コミュニケーションモデル都市構想懇談会(テレトピア懇談会)最終報告	

(出所:自治大臣官房情報管理官室)

報社会に向け、地域全体にニューメディアを普及させ、都市の高度情報化を進める頭脳都市の建設を提唱している。具体的には高速道路、下水道などを利用して、光ファイバーケーブルを張りめぐらし、これに大型コンピュータを直結させて、官庁、企業、家庭を結んだ情報ネットワークシステムを形成し、都市機能を高め、安全かつ快適で便利な都市生活が営まれるようにしようとする構想である。具体的な内容としては、

- 1) 都市機能の高度化をはかる「シティ・オートメーション」、

- 2) 高速道路などを利用して大量に情報を通す「アーバン・テレウェイ」、
- 3) 都市住民に多様、高度の情報を供給する「アーバンCATV」、

が考えられているが、61年度中に大都市中心部、大都市周辺の核都市、地方都市にかけ、約10ヶ所のモデル地域を指定することが検討されている。この事業を実施する第3セクターなどに、建設省は日本開発銀行による低利融資をはじめとする優遇措置をとることにしている。

このような地域情報化プロジェクトの具体的な実現にあたって、事業主体として第3セク

ター方式、公益法人方式、協同組合方式などが検討されているとともに、地域の民間企業・団体の協力や民間活力の導入が前提とされている。その場合、財政投融资、債務保証制度の創設、ニューメディア普及促進融資に対する利子補給制度などの金融・財政上の優遇措置創設や強化が必要になるとともに、税制上の優遇措置や地方債に対する起債許可の弾力化などを今後検討する必要がある。

③ 情報基盤整備法案の動き

84年秋に国会提出の動きがあった情報基盤整備関連法案によれば、郵政省や通産省は自治体に相当の権限委譲を考え始めたようである。特に郵政省の変化には注目に値するものがある。これまで現業官庁のイメージが強かった郵政省が、政策官庁に脱皮しつつあるとともに、自治体との関係を急速に深めようとしていることに留意すべきであると思われる。

通産省の情報化基盤整備法案の「地域社会の情報化の推進」では、ニューメディア・コミュニティ構想を意識して情報通信基盤の整備を行うために知事に義務や役割を担わせることが検討されていた。また、郵政省の電気通信高度化基盤整備法案は、情報通信のための様々なガイドライン、標準化、優遇措置等を講じることを基本的な内容とするとともに、都道府県に地域のデジタル化やテレピア構想推進のためのCATVやビデオテックスなどニューメディアの整備水準について、目標年度を織り込んだ地方指針を設定する権限を付与することを検討していた。具体的には電気通信事業についての地域における一体化調整権を都道府県知事に与えることと、NTTが行っている地域防災計画や救急医療計画などの公的業務を民営化に伴って自治体に移管することを検討していた。しかし、

地方自治法第2条には地方自治体ができない事務として国の運輸、通信に関する事務が明記されており、これを手直しするなどしない限り、自治体に指針を与える場合には法律上は問題が残ることになると考えられる。これらの予算関連法案は通常国会に提案されたが、郵政、通産の対立で一本化できず、結局は流産した。

なお、11月15日の日経報道によれば、郵政省は「情報通信基盤整備法案(略称)」を次期通常国会に提出する方針を決めている。その法案の柱としては、

- 1) 地域情報の中枢センターとなるテレコムプラザの建設推進(ひとつのビルの中に最先端技術を駆使した郵便局やCATVセンターなどを設けるもので、来年度中に10ヶ所程度建設する計画)、
 - 2) テレトピアなど特定事業へのNTTによる技術協力の義務付け、
 - 3) 郵便貯金、簡保資金の活用、
- があげられているが、自治体への権限委譲は明らかとなっていない。

④ 自治省の高度情報研究会中間報告

85年2月に発表された自治省の高度情報研究会の中間報告書は、自治体が情報の高度利用を積極的に進めるべきだとしながらも、「ニューメディアのバラ色の光の面が強調され、地方自治体が様々な構想に振り回されかねない」との現状認識を示し、ニューメディア技術の先走りに警鐘を発している。自治省研究会の中間報告書はニューメディアの問題点として、

- 1) ニューメディア論議は光の部分のみに関心が集まり、プライバシーの保護など、いわゆる影の部分についての十分な検討がされていない;
- 2) ニューメディア関連の論議はビジネスサ

イドからの商業ベースの論議に偏っている。しかも情報通信関連の技術的要素だけが先行し、ソフト面の論議が余り詰められないまま技術的可能性のみが強調されている；

- 3) ニューメディアの活用方法が定まらないまま個々バラバラの行政分野でシステム化が進められている；
- 4) 個別行政（防災、医療、教育など）の業務の効率化だけに利用が限られ総合的な地域振興の視点が考慮されていない；
- 5) ニューメディアが地域社会に及ぼす影響や、地方行財政との関連が詰められていない；

などの諸点を指摘するとともに、中央省庁間で調整すべき課題を挙げている。テレトピア構想、ニューメディア・コミュニティ構想の指定地区の自治体が直面する具体的な課題には、地域INSの形成にあたっての先行投資（地方自治体出資）、既存の市町村と行政区画との整合性（地域一体性の確保）、ニューメディアの公共性の確保、などが挙げられているが、これらは関係省庁との調整が必要なものである。

また、自治体の当面の対応として、高度情報社会への円滑な移行のために第1段階としてOA化を積極的に進めて、効率化を図り、次の段階ではOA機器相互の連携を図りながら情報の高度利用を進めるという2段階の戦略を打ち出している。

(2) 高度情報通信システムのモデル実験と問題点

① 高度情報化の実験とシステム化

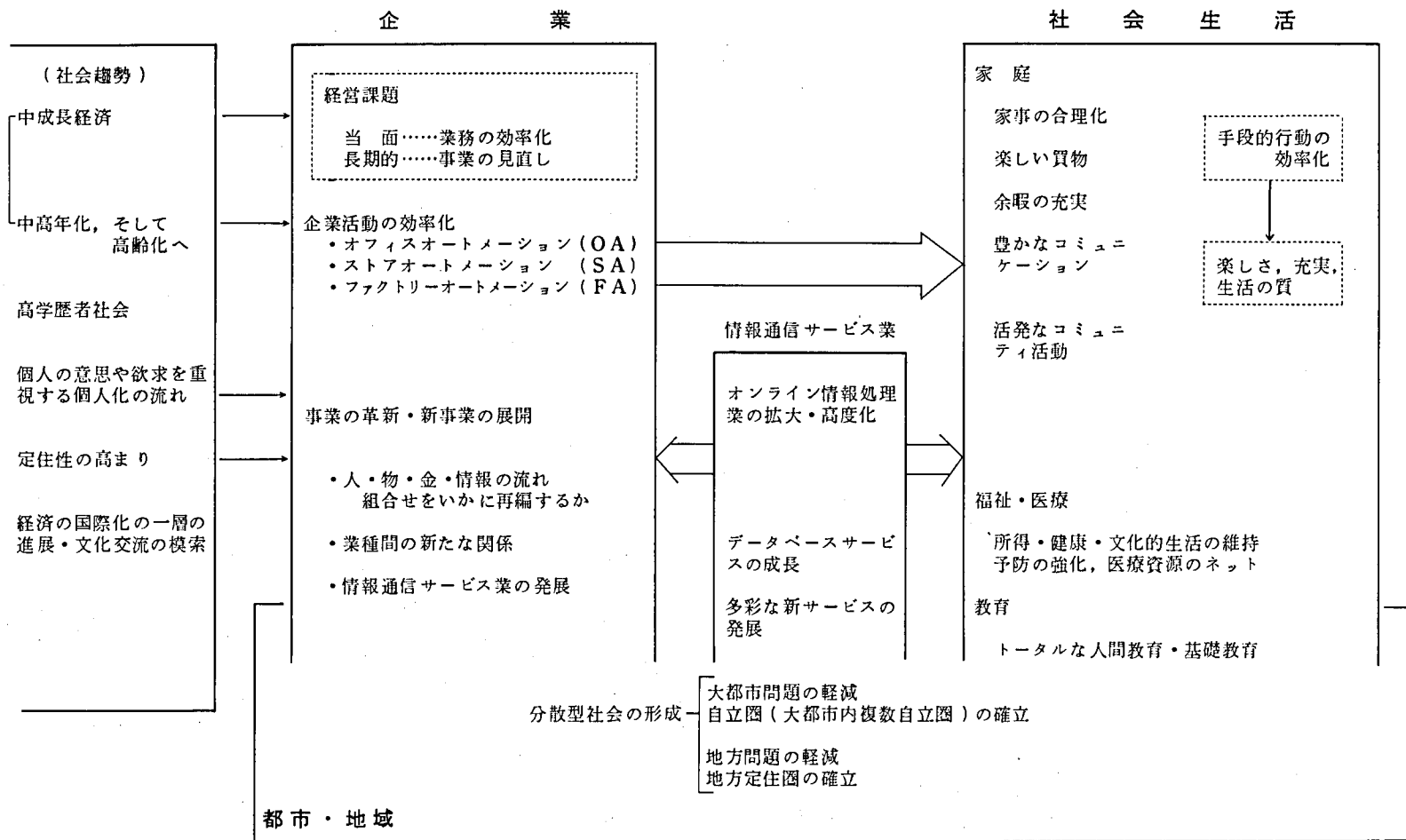
東京都三鷹市の武蔵野地区で84年9月30日から始められたINS（高度情報通信システム）のモデル実験は、すでに2年目に入ったが、多

様なニューメディアやサービスを提供し、利用者が自由に使いこなせる方法を探ろうとするもので、NTTが21世紀の通信インフラストラクチャーとして整備を進めているデジタル通信網の利用実験の一貫である。1年間を総括してNTTの真藤社長は、85年10月に「公社時代のことでもあり、技術的な性能テストに重点を置き過ぎていたので、ユーザーの利用法を重視する」と事実上のINSモデル実験の方向転換の必要性を明らかにした。

INSの実験では幾つかのことが試されている。第1は、これまで銅線ケーブルを使ったアナログ網で構成されていた電気通信システムの端末、伝送路、交換器などのデジタル化を光ファイバーケーブルの敷設により促進することである。第2は、デジタル・ネットワークが提供するサービスの有効性と経済性の確認である。第3は、利用者にとって利用技術がどのような形態になるのか検討することである。第4は、INSの特徴である情報量課金という新たな料金体系が可能かどうかを検討することである。第5は、NTT関係の業務がINSの導入によってどのように変化するかを確認することである。

INSが今後どのように形成されていくのかを検討する前に、高度情報化へのステップは個別的な利用という形態からシステム化の方向に全体として向かっているという点にまず注目する必要がある。たとえば、VAN（付加価値通信網）ではこれまで個々の企業で利用されていた膨大な数のコンピュータを1つのネットワークに接続することによってシステム化するという傾向が非常に強く現れている。VANが発展すると大企業から中小企業まで1つに系列化される傾向が最近明らかになってきている。これまでは大企業、中小企業という形態はどちらか

図-3 電電公社の構想によるINSと2000年の社会



(出所：INSワーキンググループ「2000年の社会とINSの社会に与える影響」)

といえば資金の流れや資本の系列によって形成されてきたが、VANの発展過程では必ずしも資本による系列化でなく、業種別のネットワークに従って系列化されるという傾向も生まれている。そのような意味で、INSのモデル実験はただ単に利便性や技術的可能性を検討すればよいのではなく、システム化を念頭に置いて分析するのであれば、今後様々な問題に直面した時に解決策を探ることが困難になるのではないかと考えられる。

INSのモデル実験により全部の構想がすぐ実現するわけではなく、21世紀までの期間に段階的に達成させることが計画されているが、その点が混合されて議論が行われている状況がある。今回の実験では、キャプテンシステム（文字図形情報ネットワークシステム）、VRS（画像応答システム）、超高速ファクシミリ、テレビ会議、テレビ電話、スケッチホン、などニューメディアの先端システムが試されたが、今後INSのモデル実験によってどのような結果をもたらされるのかという点はまだ明確になっていない部分が多い。しかし、1年間の実験を通じて「機器の操作が難しい」、「知りたい情報、使いたい情報が少ない」、「利用価値が少ない」などのモニターの反応もでており、また、技術面ではすでにいくつかの問題点も明らかになってきている。NTTは60年度内にも東京、名古屋、大阪の一部でINSの成果を採り入れたデジタルサービスを始める予定になっているが、INSの規格が国際標準からはずれていること、料金体系が不明確なことなどについて批判の声がでてきて、INSの普及にも壁となっている。特に国際規格との食い違いは、端末のコストアップ要因になり、普及を妨げるおそれがあるばかりでなく、通商摩擦の種にもなりかねない原因となっている。

また今日使われているプライベート・キャプテンはアナログ回線網を使用しているので、NTTの全国的なデジタル回線網が完成してアナログ網が廃止された後は、使用が不可能になるという問題がある。現在すでに稼働している熊本県のアナログ方式のキャプテンシステム「キングス」では、30端末で2億円近くのコストがかかっているが、デジタル網への転換までに原価償却が可能かどうか疑問とされている。

② デジタル通信化と情報ネットワークの形成

INSのモデル実験は今後も続けられるが、ソフト面、ハード面ともに着々と形成されてきている。システムの整備にとってデジタル・ネットワークの形成が前提となるが、光ファイバーケーブルを北海道から九州まで、あるいは都市間に敷設し、さらにデジタル交換器を開発して、現在のクロスワード交換器と逐次取り替えていくというネットワークのデジタル化が進められている。61年度には関東や近畿などの地域間、62年度頃には市政施行地でデジタル通信をできるようにするというのが計画である。このようにINSのモデル実験はサービス内容に関してはまだ実験段階にあるが、システムの形成というハード面ではすでに着々と整備が進んでいるという点に注目すべきである。

デジタル・ネットワーク化によって、情報の電送コストがアナログ方式に比べて大体30%から50%程度安くなると予想されており、この点でデジタル通信のコスト低減効果には期待が大きい。ここで注意しなければならないのは、1つしかない情報を光ファイバーケーブルで送ったら極めて割高なものになることである。デジタル通信の性格として大容量の情報を非常に早く切り刻んで光ファイバーケーブルで送るから安くなるのであって、切り刻む率が極端に小

表-3 各第2電電構想の比較

検討主体	新社会の形態	事業開始時	事業内容など
京セラグループ (セコム, ウソオ電機, ソニーなど)	民間の共同出資	63年ごろ	<ul style="list-style-type: none"> ●当面、東京-大阪間で通信回線を設定、データ通信など産業通信サービスを中心に提供。 ●新会社は、「第二電電企画」。1年間の企業化調査を経て、事業体に移行。 ●光ファイバーケーブル、マイクロ無線、海底光ケーブル、通信衛星の各方式を検討。 ●将来は全国展開を予定。
経 団 連	民間の共同出資	63年度	<ul style="list-style-type: none"> ●東京-大阪間は地上系(光ファイバー、マイクロ無線)その他の都市は通信衛星を利用。将来は国際通信サービスも。 ●企業と事務所向けに電話、専用線、データ回線、パケット通信を提供。 ●全国の電話回線需要の5%を確保。
国 鉄	官民共同方式	61年	<ul style="list-style-type: none"> ●東京-大阪間の新幹線沿線に光ファイバーケーブルを2本敷設、企業向けの通信サービスを提供。 ●59年9月に官民共同出資の調査会社を設立、60年4月に50億円に増資。 ●61年に専用線サービス、63年から電話サービス開始。将来はテレビ会議やCATV用の画像サービスも手がける。 ●VANサービスへの進出も検討。 ●営業開始5年目に単年度で黒字に。
建設省・ 道路公団	官民共同方式	61・62年	<ul style="list-style-type: none"> ●高速道路と大都市の幹線道路などに光ファイバーケーブルを敷き、「情報ハイウェイ」を建設。電話やデータ通信など各種のサービスを提供。 ●計画の第一弾として、60年春にも、東名・名神の高速道路沿いに光ファイバーケーブルを敷く。 ●それに先立ち、59年7月発足の財団法人「道路新産業開発機構」で企業化調査を実施。

(出所：(株)エム・アイ・エー、「電気通信新法55のポイント」, 昭和59年9月, P 36)

さければ割高なものになる。つまり、光ファイバーケーブルだから低コストになるのではなく、光ファイバーケーブルを使って大容量の情報を電送すると1単位当たりの情報が安くなるということである。したがって、東京・大阪間のように大容量の情報があり、通信ニーズが大きい区間を現在のメタリック・ケーブルでなく光ファイバーケーブルで送ると1単位当たりの情報コストは低下するが、デジタル化していない限り情報を切り刻むことはできない。京セラグループなどの第二電電が東京・大阪間でNTTの対抗馬として名乗りを上げているが、光ファイバーケーブルは極めて高価なためにマイクロウェーブの導入を検討している。東京・大阪間で光ファイバーケーブルによるサービスを実施しようとするれば、土地代を除いても450億円の初期投資が必要になるとみられているが、マイクロウェーブ・システムの建設は150億円程度の投資で充分であるとみられている。

テレビ電話などの動画サービスのような大容量の帯域を必要とする通信は、現在のメタリック・ケーブルでは不可能であり、光ファイバーケーブルを必要とするが、現在の光ファイバーケーブルは1メートル当り350円程度のコストがかかっている。NTTのINS構想は、大量電送が可能な低価格の光ファイバーケーブルがなければ実現しない性格のものである。現在の光ファイバーケーブルの価格ではどうしてもコスト高になりすぎ、低価格の光ファイバーケーブルを作る技術の開発が求められていたが、今年1月8日付の新聞報道は、NTTは製造コストがメタリック・ケーブル（電線）並みの1メートル当り10円程度の光ファイバーケーブルを作る技術開発に成功したことを伝えている。このことにより、光ファイバーケーブルによる高品質の画像情報サービスなどを目指すINS

構想は、実現に向けて大きく動くと考えられている。

③ 高度情報化の問題点

INS構想は、ネットワークのデジタル化やシステムの統合によって、200年までには全体のINSを完成させるというシナリオになっているが、INSのモデル実験と連動したテレビア構想では、今後の地域社会の向かうべき方向性として、コミュニティタウン型、福祉・医療型、伝統・地域産業型、先端産業型、先進農業型など11タイプが挙げられている。これらのモデル情報システムが地域社会に計画通りに定着するかどうかについては、今後の推移を見守る必要があるが、地域社会のニーズが的確に把握されているのかどうか問題のある指定地域も現れている。

NTTは野村総研と共同で「2000年の社会とINSの社会に与える影響」に関する分析をしたが、その中で影響アセスメントを行っている。高度情報化の進展に伴って発生する可能性を持つ問題の領域は多岐にわたっているが、配慮すべき問題として、1)高度情報化の効用に基づく問題（情報利用の差による社会格差の拡大、個人に対する管理統制・情報の権益化）、2)情報通信システムの社会への広がりによる問題（不適切な利用による弊害、人間の発達段階等への影響、事故・犯罪等に対する社会の脆弱性）、3)社会の仕組みや姿への影響（国土利用や大都市問題の悪化、雇用問題、柔軟な対応の困難、情報の国際間流通問題、人間関係の悪化）を挙げている。

第一の「高度情報化の効用に基づく問題」は、情報の多様化や情報利用の容易化といった高度情報化のもたらす効用の中にすでに問題発生の原因が含まれている場合である。たとえば情報

表-4 高度情報化による問題の背景

問 題	問 題 の 背 景
A 情報負荷の増大	(a) 情報の多様化
B 既存権威の拡散・低下	
C 子供等の好ましくない情報の流通	
D 情報に対する過剰反応 (個人・企業・政府……)	(b) 情報利用の容意化
E 企業・個人に対する管理統制・情報 の権益化	(c) 情報利用による成果の向上
F 情報利用力の差による社会格差の 拡大	
G 不適応者・トラブルの発生	(d) 情報・通信機器の利用機会が増大
H 事故・犯罪等に対する社会の脆弱 性	(e) 情報・通信システムの大規模化 ・複合化
I 不適切な利用による弊害	(f) 情報・通信システムを媒介とした 情報の増大化
J 人間の発達段階への影響 人間の心理・思考・能力の変化	[断片的、一面的情報の流通 標準化、規模化された情報の流通 擬似環境の肥大化]
K 国土利用・大都市問題の悪化	(g) 立地条件の変化
L 雇用問題	(h) 生産方式、産業構造の変化
M 柔軟的対応の困難	(i) マニュアル化の進行
N 情報の国家間流通の問題	(j) インストラクターとしての情 報通信システム整備
	(k) 国際間の情報流通・相互依存の 拡大
O 人間関係・企業間の変化	(l) 情報の流れと他局面(金・物等) の分離

(出所：INSワーキンググループ「2000年の社会とINSの社会に与える影響」)

の多様化という効用のひとつが情報負荷を増大させるなど副作用となっていることがある。また、個人情報の集中は、プライバシーの侵害や個人に対する管理統制の強化という問題にもつながり得る。さらに、情報化のメリットの大小は、個々の利用者の情報利用の能力と関係しており、情報利用上の弱者のハンディが現在以上に拡大する恐れがある。

第二の「情報通信システムの社会への広がりによる問題」は、機器の利用機会の増大、システムの大規模化・複合化など、情報通信シス

テムが社会のすみずみまで普及し、浸透していくことに問題発生の原因がある場合であるが、これは過渡期の問題として位置づけられる。たとえば、情報通信システムを通じて提供される各種のサービスを利用する機会が増大するにつれ、これまで現実との接触により習得されてきた問題解決能力の形成に不安がもたらされるなど人間の発達段階に影響を与えることが予想される。

第三の「社会の仕組みや姿への影響」は、情報のフローとストックの構造の変化が広く社会のあり方に影響を及ぼす場合であり、今日の社

表-5 高度情報化によって生ずる問題と対応

〔配慮すべき問題の具体的なあらわれ〕	〔 対 応 策 〕		
	〔 究 極 課 題 〕	〔 具 对 的 对 应 例 〕	
		〔 システムの改善 〕	そ の 他
〔人間心理：発達過程〕 ・人間の能力バランスの変化 ・人間の思考や意識への影響 ・自閉的・現実逃避型人間の増大 ・アイデンティティ不安	・個人々人、企業、学校等における対応 （直接体験の確保等） ・新タイプ人間の有効活用 ・情報識別力の養成 ・判断基準の養成		・周知努力 ・第三者的機関による情報の監査制度の検討 ・学校教育レベル、成人レベルの「情報利用教育」
〔教育〕 ・画一教育、評価：人格教育への悪影響 ・学習者との信頼関係への問題	・教師の主体性確保 ・多様なプログラム開発 ・適となりうるもの再確立	・平易なプログラム開発言語	・教師の研修体制整備 ・適応範囲の検討（年齢、教育分野） ・情報フローの社会的コントロール ・リカレント教育の充実
〔コミュニティ・政治・行政〕 （例）コミュニティの場合 ・住民意志に対する行政・政治サイドの過剰な反応 （行政側の過剰反応）	eg. コミュニティーの場合 ・住民の自治意識高揚 ・行政の主体性確保		
〔家族〕 ・親子間のギャップ拡大	・新たな家族像の模索 ・親の尊厳確保	中高年世代向けの機器開発	・別居者について直接接点確保の努力 ・リカレント教育の充実
〔生活行動〕 ・金融、ショッピング等におけるトラブルの発生 （使い過ぎ、誤操作、etc.）	・消費者教育の徹底	（ハード）操作性の工夫 （ソフト）トラブル防御策の工夫 （eg. 限度額表示）	・広報活動 ティーチングの充実 ・法制面の検討
〔医療〕 ・医師の情報通信サービスへの過度な慣れ・マニュアルの対応の恐れ ・医療関連情報の洪水による混乱	・討論等の機会の確保 ・適切な情報提供		・医師の討論機会の提供 ・情報のオーソリゼーション体制の整備 （中立的な権威のある機関による情報の提供）
〔産業〕 ・情報化による企業間格差の拡大、業界再編成 （中小零細業者と大企業間格差拡大、データベースの確立化した業界への参入困難など）	・情報利用機会の均等 ・中小企業保護政策の見直し		・データの排他的利用チェック検討 ・共同利用の促進 ・中小企業向け情報コンサルタントや情報サービス業者の助成
〔労働〕 ・産業構造、職務内容の変化による失業・職種転換、転職問題 ・情報システムの不適切な利用による転職・就職から起こる職場への不適応 ・労働密度の高まり	・労働供給の適応 ・利用方法、システムの改善 ・職務設計上の工夫 ・運用上の工夫	・雇用情報システムの整備 ・簡易な操作によるシステムの開発 ・職場の雰囲気等のパーソナルな情報の組み込み、およびその客観性、信頼性の確保	・職種転換教育 ・入門的コースの充実 ・旧技能とのミックス ・多技能的CDPの実施 ・準高等的「技術」教育機関の充実 ・労使間の協議によるシステム導入時のチェック ・利用者への限界点周知
〔都市〕 ・国土利用、大都市問題の悪化 ・複合化・大規模化した情報通信システムの利用局面増による社会の脆弱性	・集中助長要因の減少 ・システムの信頼性保持	〔都市・地域編参照〕 ・トラブル防止技術の向上 （局所化・暗号化） ・複合システムの信頼性保持 （信頼基準の相互確認）	・既存地方分散政策の強化 ・多核的集中への誘導助長 （新産業等への助成） ・円滑な復旧体制の整備 （事前の取り決め等） ・システム信頼基準のガイドライン 法的規制、自治管理体制等の整備検討
〔企業〕 ・企業活動上のダイナミズムへの悪影響 （一判断の誤り、誤解の発生、職務遂行上の柔軟性欠如、技能の伝承）	・職務設計上の工夫		・出張などの直接接点機会の確保 etc
〔国際関係〕 ・情報の国際間流通に伴う問題の発生 （自国情報産業の振興、情報主権、情報サービスの他国依存による脆弱性、他国でのデータ保護問題）	・国益と国際協調、効率性のバランスにそった戦略の検討		
〔社会関係〕 ・個人に対する管理、統制強化 ・プライバシー侵害の恐れ ・情報利用による新たな強者・弱者の成立	・情報流通の適正化と遵守 ・情報利用の機会均等	・データの漏出防止技術の改善 ・入力データの正確性・最新性・客観性確保 ・社会的弱者用の情報システムの開発	◎データ利用・収集・統合のルール作り （目的・利用資格等の検討） ・データのアクセスルール作り ・自己の情報コントロール権の確保 ◎情報フローのチェック ・情報公開制度の検討 ・個人情報使用機関の周知 ・商業ベースにのらないサービスの助成
〔その他〕 ・社会の柔軟性確保 ・情報作成者の権利保護	・リスク分散と効率性の確保	（ハード）代替的シナリオを想定したシステム作り 計画の柔軟性確保 ・競争的開発環境の整備 （変更のスケジュール化） ・法制度の整備	

〔コメント〕 左側に具体的な問題を列挙した。右側はそれぞれの問題への対応策である。

対応策の中身としては、まず空極的に求められる課題を示し、次に、当面の具体的な対応例(システム上の対応とその他の対応)を掲げている。

〔備考〕 この中には立場や考え方によっては、一概に問題として認められないものもある。しかし、これらもプラス面を引き出すためには何らかの対応が必要とみられるため、ここに含めた。

〔出所〕 INS ワーキンググループ「2000年の社会とINSの社会に与える影響」、P 220～225)

会が抱えている大都市問題や雇用問題が更に悪化したり、人間関係の変化など新たな問題が発生することが考えられる。高度情報化に伴う諸問題にはいまだ予期できないものもあるが、産業活動、社会活動、教育、都市・地域等の各分野に影響を与えていくものである。それだけに個別のシステム毎に事前のアセスメントが重要な課題となってくる。

システムは一旦形成されるとそれを作り変えることは、経済的にも技術的にも困難が多い。情報通信システムだけでなく、すべてのシステムにその傾向があるが、特に今後の社会基盤となる情報通信システムの形成には十分な問題意識を持って当たる必要がある。その場合問題となるのは、依然として送り手の論理がすべてに先行していることである。システムの形成にあたっては、受け手としての市民の声を反映できるようなシステムを形成することが基本的な課題のひとつである。

④ 情報格差と地方分散の可能性

高度情報化の進展に伴って、事業所の立地、都市・地域間の機能の分担も変化してくると考えられるが、高度成長期における大都市への集中といった問題が解消されるかどうか検討の余地が残っている。高度情報化とは、本来、地方分散の促進要因にも、集中への促進要因にもなり得る可能性を持っているものである。技術的には地域間の情報格差は解消できるとみられているが、そのことが地方分散、地方分権に結びつくのかどうかは未知数である。つまり、神奈川県の場合は東京に近いので、図書館や博物館などの施設が少なくても、東京の施設の利用が可能であり、首都圏の一環として東京と同じような情報に接することができるが、九州ではそのような条件がないという問題があり、情報格

差が相当に大きい。INSが形成された時の地方分散の可能性についてはさらに検討が必要であるが、今日の高度情報化は、東京や大阪など大都市圏を中心に進展しており、地方においては情報通信ニーズが限られることから、地域間の情報格差がさらに拡大する恐れがある。地域間の情報格差の拡大は、現在の地域間格差を一層促進する可能性があり、全国的にバランスのとれた情報化を進める必要性が大きくなっている。新幹線が開通する以前の大阪は、産業、経済、政治の面でかなりの影響力を持っていたが、新幹線の開通により本社機能や中枢機能の東京への集中化が進み、大阪の地盤は低下したという事実がある。そのような意味で情報が低コストで地域格差もなく伝達できるようになった時に、果たして分散化が進むのかどうか問題である。やはり、情報を発信するのは東京や他の大都市になり、大都市の情報を受信するために地方が使われる可能性が大きい。特に現在の諸制度や社会の意識を前提にすれば、高度情報化は集中化を促進するという見方も根強く存在している。このため地方の時代の理念に沿うような情報通信システムをいかに構築するのかということが問われている。その場合、本社機能の部分を分散するなどの分散促進政策の推進が今後一層政策的に重要さを増すと考えられる。

3. 高度情報化と地域社会

(1) 地域における高度情報化の展開

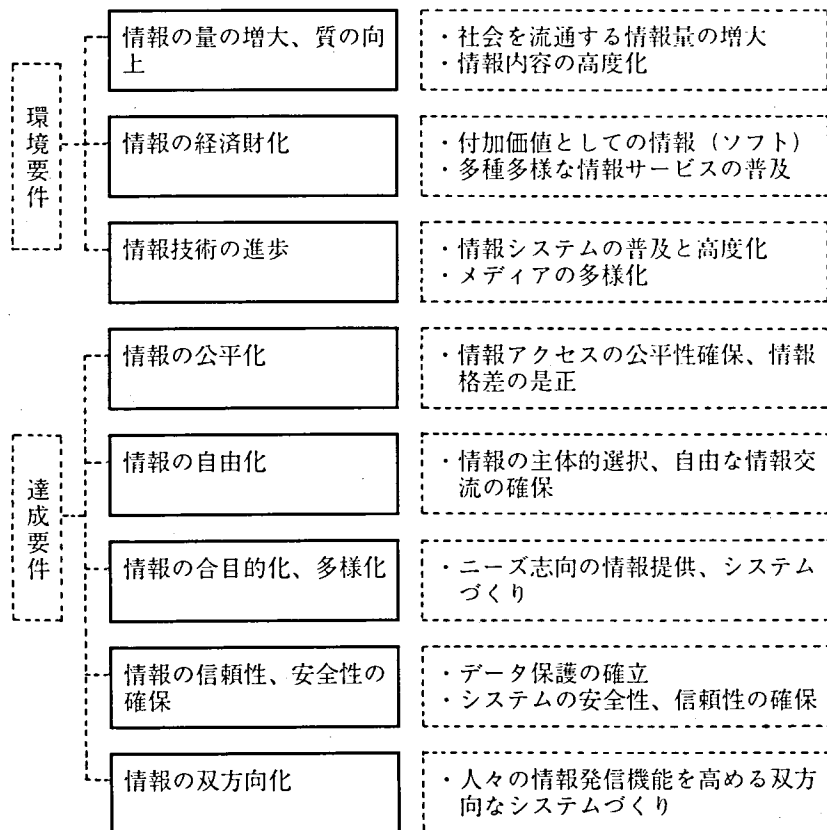
- ① 地域の情報通信ニーズの高度化、多様化
高度情報社会の特徴としては、情報の社会的、

経済的、財産的価値が高まってくることがあるが、このような高度情報社会は、電気通信技術と情報技術（コンピュータ技術）とを主要なファクターとする情報通信技術の進歩、並びに情報通信に対する個人的ニーズや社会的ニーズの高度化、多様化がその主要なファクターとなって形成されていくものと考えられている。情報通信技術は、1)エレクトロニクス技術、2)電気通信技術、3)情報技術（コンピュータ技術）、4)ISDN（サービス総合デジタル網）などのネットワーク・システム構築技術などの、さま

ざまな技術の複合体であるが、情報通信技術の発達・融合と相まった社会における情報通信ニーズの高度化、多様化によって既存の電話に代表される「オールドメディア」と異なる情報通信手段としての「ニューメディア」が登場してきている。

ニューメディアは、社会基盤（インフラストラクチャー）としてのものと、応用システム（アプリケーション）としてのものに分類される。前者には、ISDN、キャプテンなどビデオテックス網、双方向CATV、VAN（付加

図-4 高度情報化社会の8つの要件



（出所：神奈川県ニューメディア研究会、「情報と地域—新しい波への対応と展望」（中間報告）、昭和60年3月）

価値通信網)、LAN (地域内情報通信網)、衛星通信網、衛星放送などがある。後者には、ホームバンキング・システム、ホームショッピング・システム、ホーム医療システム、ホームセキュリティ・システム、行政サービス・システム、自治体情報データベース・システム、など多様なシステムがある。ニューメディアの特徴は、オールドメディアと比較して、情報量や伝達速度が飛躍的に増大したり、静止画・動画等を含めた情報形態の種類が拡大することや双方向化が実現可能になることなどである。これらのニューメディアの実用化によって高度化・多様化する情報通信ニーズへの対応が進み、同時に高度情報化が推進されると考えられる。郵政省のテレトピア構想など国の情報通信関連政

策は、社会基盤並びに応用システムとしてのニューメディアを地域に展開することを目的にした政策と位置付けられる。

② 地域における高度情報化の展開

高度情報化の進展は、主に産業・経済面で先行的に推移するとみられているが、地域的には、まず大都市圏・地方中枢都市圏を中心に進展し、段階的に地方圏全体に波及していくプロセスをたどるものと予想されている。現在の情報供給量を都道府県別にみると、東京が総情報供給量の約85%を占めており、完全に東京集中型となっているが、21世紀までの高度情報化の発展期においては、様々な情報通信機能が大都市への集中傾向を続ける可能性が強い。産業等の地方

表-6 ニューメディアの種類と利用法

種類		利用分野	ハード	文字	静止画	動画	音声	備考
			コピー					
空中波系 (無線・放送系)	多重系	FM多重	○				○	
		TV多重	○	○	○	○	○	・テレテキスト*(文字多重放送)
	専用波	STV (Subscription) TV				○	○	・有料TV
		LPTV (Low power) TV=低出力TV				○	○	・100W出力程度で、狭い地域サービス (米国の新聞社で盛況)
	放送衛星	○	○	○	○	○	・直接、家庭・事務所などの受信機へ送る	
有線系	CATV	同軸ケーブル	○	○	○	○	○	・米国で特に盛況
		光ファイバー	○	○	○	○	○	・これから世界中で進展すると考えられる
	電話系	電話回線	○	○	○		○	・ビデオテックス*(キャプテンシステム)
パッケージ系		カセット					○	
		ビデオカセット				○	○	(独立提供可)
		ビデオディスク	○	○	○	○	○	

* ITU (国際電気通信連合) の呼称

テレテキスト……放送網を利用した無線系システム

ビデオテックス(ビュー・データ)……公衆通信網を利用した有線系システム

(出所:日刊工業新聞、「INS 構想と産業社会へのインパクト」、P153)

分散を促進するためには、地方都市に高度の情報通信基盤を先行的に整備し情報環境を創出することなどが課題になると考えられる。具体的には、産業・経済面での情報供給機能の集中した東京を主とした大都市圏から地方圏への情報量が増大する中で、地方圏での地域データベースや地域INSの整備により、地方中枢都市を情報通信の核とし、圏域内での情報通信機能を高めるとともに、大都市圏に向けた地域情報の供給を増大させる必要があるのである。

このように高度情報化は、国土利用や地域社会のあり方に深く関係した課題であり、その意味で本来地域政策の対象となるものである。しかし、情報通信技術の飛躍的な進歩に伴って現在進行している高度情報社会形成に向けた動きは、情報通信ネットワークの整備、ソフトウェアの開発など技術的側面に重点が置かれ、社会的な問題や影響などの検討が不充分であるのが明らかとなっている。情報通信技術の発達は、経済、産業、雇用、教育、文化、医療、福祉、家庭生活など社会や人間のあり方に深くかかわる領域を大きく変える可能性があり、それだけに社会的影響が深刻なものになる可能性がある。

高度情報社会は、産業経済の活性化と豊かで快適な国民生活が実現できる社会となる可能性も持っているが、同時にプライバシーの保護、情報化に対応した消費者の保護、アクセシビリティの高い公的データベースの整備、地域における情報格差の是正、事故や災害に対する社会の脆弱化の防止、高度情報化に対応した教育や機器の改善などの課題を抱えている。マクロレベルでも地域レベルでも、これらに対する適切な対策を組み込んだ形で高度情報化へ向けた基盤整備を行う必要がある。

(2) 高度情報化の具体的動きと影響

① 産業の情報化と情報の産業化

高度情報化の具体的動きには、大別して「産業の情報化」と「情報の産業化」がある。産業の情報化には、OA（オフィスの自動化）、FA（工場の自動化）、FMS（柔軟生産システム）、POS（販売時点情報管理システム）などの推進による「企業の情報化」、地域福祉総合システムなど行政情報システムの推進による「社会の情報化」、ホームショッピングなどの推進による「家庭の情報化」の3つの局面がある。これに対して、情報の産業化は、情報財や情報サービスなどの情報資源を生産・供給する産業が成長し、経済の中で次第に大きな役割を果たすようになることでVANやデータベースなどが具体例である。

工業化社会の成熟化に伴って、国民生活の変化、経済・社会構造の変動が生じるとともに、様々な社会現象が発生することが予想されている。現在は工業化社会から21世紀の高度情報社会への過渡期にあると考えられるが、高度情報社会は個人や社会にとって望ましい「光」の要素だけによって形成されるとは限らず、「影」の要素の存在は否定できないものである。このような高度情報社会の「影」は、「光」の側面と表裏一体の関係にあるとも考えられる。ここでは、郵政省の「人間と高度情報社会を考える懇談会最終報告書」（85年10月）の内容を基に高度情報化の具体的動きや高度情報社会の「光」と「影」を、①経済・産業・企業活動、②社会生活、③個人・家庭生活、④文化・伝統の順に整理することとしたい。

② 経済・産業・企業活動における高度情報化

表-7 21世紀にかけての技術革新のインパクト

分野	項目	予想されるインパクト	普及過程における摩擦現象
産業・経済	マクロ経済	<ul style="list-style-type: none"> 生産性の向上や新分野の開拓によりマクロ経済の新たな発展がもたらされる。 	<ul style="list-style-type: none"> 生産設備等の急速な陳腐化。 高齢労働者等一部には作業への不適応が発生。 雇用者に対する再訓練、再教育の必要性の増大。
	産 業 (農 業)	<ul style="list-style-type: none"> バイオテクノロジーを応用した品種改良により高効率生産が実現する。 水耕栽培などによる工場型農業が進展する。 	
	(加工組立産業) (素 材 産 業)	<ul style="list-style-type: none"> OA化、FA化の進展を背景に電気機械等を中心に発展する。 バイオテクノロジー、新素材などの実用化に伴いハイテク型素材産業としての発展が可能となる。 	
	(サービス産業)	<ul style="list-style-type: none"> 情報ネットワークの整備に伴い、情報関連サービス業が発展する。 自動倉庫、POS、取引情報のオンライン化などの普及により流通システムの合理化が進展する。 	
	企 業 活 動	<ul style="list-style-type: none"> 業際分野における技術開発の重要性が高まり、異業種間の連携・交流、異業種への参入が活発化する。 FAの導入により、中小企業において、熟練工不足問題が解消し、新たな発展機会がもたらされる。 	
勞 働	<ul style="list-style-type: none"> 情報関連産業などにおいて新たな雇用機会が創出される。 FAの導入により、直接生産工程従事者が減少し、間接生産工程従事者が増加する。 FAの導入により、重労働、危険な作業などから解放される。 		
企 業 立 地	<ul style="list-style-type: none"> 情報ネットワークの整備の進展に伴い生産関連部門やそれに関連する研究開発部門の立地はフットルース化し、地方分散が進む。 		
国民生活	家 庭 生 活	<ul style="list-style-type: none"> ホームショッピング、ホームバンキングの普及により省力化、利便化が図られる。 HAの普及により利便性、安全性が高まる。 	<ul style="list-style-type: none"> プライバシー侵害のおそれ。 医療におけるヒューマンな対応の希薄化のおそれ。 教育の規格化、画一化のおそれ。
	医 療 ・ 福 祉	<ul style="list-style-type: none"> メディカルエレクトロニクスの進展により医療水準が高度化する。 医療の情報ネットワーク化などにより在宅医療、在宅福祉がより容易になる。 	
	生 教 育 ・ 学 習	<ul style="list-style-type: none"> CAI、CMIなどにより教育の効果の向上が図られる。 教育情報システムによりへき地教育、社会教育が充実される。 ニューメディアにより文化・余暇情報が豊富に提供される。 	
	文 化 ・ 余 暇 地 域 社 会	<ul style="list-style-type: none"> CATV、LANなどの地域メディアにより地域の情報交流が活発化し地域コミュニティの形成が進む。 	
国土利用	安 全 ・ 防 災	<ul style="list-style-type: none"> 気象、地震等自然現象の予知・予報精度の向上により災害に対する事前の対応が可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> システムダウンなど新たな社会的ぜい弱性が増大するおそれ。
	環 境	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物等の処理技術、モニタリング技術等の進展が公害防止に寄与する。 	
	資 源 ・ エ ネ ル ギ ー	<ul style="list-style-type: none"> 下廃水再生利用、海水淡水化の実用化・普及の進展により、通常の水資源開発が困難な地域等での水資源制約が緩和される。 	
	交 通 ・ 運 輸	<ul style="list-style-type: none"> STOL、VTOLの開発等新型式交通機関の実現により、従来高速交通機関の整備が十分でなかった地方の交流が活発化する。 	
	通 信 ・ 情 報	<ul style="list-style-type: none"> ISDN等の基盤整備が進展する。 データベース等の情報源の充実やソフトウェアの多様化・高度化が進展する。 	
	都 市 機 能	<ul style="list-style-type: none"> 情報交流の活発化により都市間、地域間の相互関係が一層緊密化する。 水資源関連技術や廃棄物処理の無公害化技術の実用化・普及により都市としての新たな発展機会がもたらされる。 	
	土 地 利 用	<ul style="list-style-type: none"> バイオテクノロジーによる品種改良で農作物の生産性の向上、耐候性の付与が可能となり農地利用の自由度が増大する。 	
フロンティア開発	<ul style="list-style-type: none"> 極限作業ロボットの開発等により、海洋等国土のフロンティアの開発が進展し、新空間利用の可能性が拡大する。 		

(出所:国土庁計画・調整局)

表-8 電気通信をめぐる社会的ニーズの“光”と“影”

“光” (社会のニーズの変化) ←		→ “影” (社会的課題の発生)	
事例	光の側面	影の側面	事例
<ul style="list-style-type: none"> • 共同体レベルで主要な情報通信処理が行えるようになり、地方自治が促進される。 • 地域住民の意見やニーズを吸収しやすくなり、地方政治に反映することができる。 • 全国的な分権と情報化により企業が都市に集中するメリットがなくなり、各地へ分散する。 • 情報のネットワーク化や分散化が可能となり、地域分散化が促進される。 	<p>参加・分権</p>	<p>管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 情報がいったん中樞を通過してから伝達されるネットワークシステムが主流になり、情報管理が進行する。 • 国民総背番号制などにより個人の匿名性が失われ、管理が強化される。
<ul style="list-style-type: none"> • 多様な電気通信サービスにより、個性の発揮や自己表現が促進される。 • 低コストで情報を入力し、最も適切な選択を行い、無駄を失くすことができる。 	<p>分散</p>	<p>集中</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 同種の分野の中樞が1ヶ所に集中し、産業コンプレックスを形成する。 • 情報の吸い上げにより中樞機能が集中し、その結果都市集中が進む。
<ul style="list-style-type: none"> • 情報の収集、蓄積が容易になり、低コストであらゆる人々に提供されるため地位、立地条件、財力などによる情報アクセスの格差が解消される。 • 情報が豊富になることで選択の範囲が広がる。 • 高度の処理能力が機器によって確保されるため、多様なニーズ、情報に対応することができる。このため多様化が促進される。 • 個々の人間の知識がデータベースや人工頭脳に集積され、人々に共有される。 	<p>創造的 高度選択化</p>	<p>テクノストレス化 画一化</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 情報のパッケージ化が進み画一的になる。 • 情報通信手段の多様化により、必ずしも人間と接触しなくても生活できるようになり個人の自閉的傾向が促進される。
<ul style="list-style-type: none"> • ソフト産業やサービス産業を中心に情報化に伴った雇用が増加する。 • 家事サービスの有料化、福祉サービスなどの新たな労働部門のニーズが上昇し、雇用が拡大される。 	<p>情報化による共同化、均質化、多様化の促進</p> <p>• 知識の共有化</p>	<p>情報化による各種の格差の発生</p> <p>• 所得による格差</p> <p>• 年齢間での格差</p> <p>• 産業間(業種・規模)、企業間格差</p> <p>• 情報リテラシーによる格差</p> <p>• 情報のオーバーフローや無駄な情報の氾濫</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 情報通信機器への個人の投資等に所得格差が反映し、結果的に情報へのアクセスなどに格差が生じる。 • 高齢者はコンピュータ操作技術等の習得が困難であるため機器によるサービスを利用できない。 • 業種、規模によっては技術革新に適応しにくいものがあり、合理化・情報化にとり残される。 • 同種企業においても通信技術の導入への成否により、格差が拡大する。 • コンピュータへの適正の有無やハンディキャップにより、格差が生じる。 • 不要な情報の氾濫で情報選別に要する時間やコストが上昇する。
	<p>雇用拡大</p>	<p>失業の発生</p>	<ul style="list-style-type: none"> • サービスや製造業での合理化による余剰労働力は、情報通信等新たな産業のニーズでは吸収できず、失業問題が深刻化する。 • 一部の多忙な層と失業者との分化が進む。

(出所：郵政省「電気通信に関する技術開発政策懇談会中間報告」，昭和60年11月)

経済・産業・企業活動における高度情報化は、「物」の製造、販売、流通及び金融の面での高度情報化と農業、漁業など地域経済の活性化としての高度情報化などが主なものとして考えられる。応用システムとしては、生産管理システム、流通情報システム、農業、漁業情報システムなどがあげられる。

第1に、製造業の分野は、部品・製品の受発注のための企業間のネットワーク化やF A、F M Sの進展からも明らかなように、生産面での効率化のための情報通信システムの利用が最も進んでいる分野である。今後は技術データベースの重要性が増してくると考えられる。

第2に、流通業の中でも卸売関連では、従来の卸売機能がメーカー、運輸業者、小売業者に奪われつつあるところから、卸売業者を中心とする流通再編成の動きがあり、そのために流通情報システムの整備が今後重要になると考えられる。また小売業ではホームショッピングやカードショッピングなど情報通信の応用システムの活用によって、個々の消費者のニーズに関する顧客データ収集を図っている。さらに、デパートなどでは、POSシステムによる販売時点での情報管理が具体化してきている。

第3に、物流業では、「くろねこやまと」などの宅配便に代表されるようにVANによる広域情報ネットワークが構築されている。

第4に、金融業では、昭和48年に銀行間の為替決済を目的とする全国的なデータ通信システムがスタートしたが、現在は為替以外の業務のオンライン化を目的とした「第3次全銀システム」の計画が進行中である。さらに、ホームバンキングやファームバンキングなどのシステム開発も推進されている。

第5に、経済の国際化の進行とも関連して、大都市に集積する企業の国際通信ニーズを満た

すシステムとして、テレポート計画が挙げられる。東京都のテレポート計画や横浜市のMM21がこのような計画の代表例だが、大容量の衛星通信により、海外情報の収集だけでなく、海外への情報発信の機能を持つことになり、国際化を一層進めるものとみられている。

第6に、漁業の分野では、海図情報システムや漁場形成予測システムに対するニーズが強い。これは気象衛星から海面の温度や海流のスピードなどに関する情報を受けて、魚群の位置などを情報として提供するシステムである。

第7に、農業の分野では、生産技術に関する情報ニーズが高く、また市況情報へのニーズも大きい。情報通信システムの構築には困難があり、まだ構想段階であるものが多い。

このような経済・産業・企業活動の情報通信システムはまだ初期の先行投資的段階にあるものが多いといわれている。減量経営の中で、多品種少量生産、高付加価値化、低コスト化が重要になってきており、そのため生産の効率化、商品開発力の強化、流通の効率化などに貢献する情報通信システムが求められているのが、経済・産業・企業に関する高度情報化の現状である。さらに今日では、地域経済の振興という観点から情報通信インフラストラクチャーなどの基盤の充実が求められると同時に、様々な応用システムによって地域特性に応じた産業の活性化が求められている。

経済・産業・企業活動の高度情報化に伴った「光」の側面には、経済成長の牽引車的役割、省資源・省エネルギー化、事務管理部門の省力化・合理化、生産・流通各部門の生産性・効率性の向上、女性の雇用機会の増大などがあるが、産業・企業活動の効率化など経済合理性を余りに追求することによって、高度情報化の「影」の側面への対応を怠ってはならないだろう。

「影」の側面としては、VDT障害、労働の単純化や雇用問題、情報化に対する不適応者の発生、ネットワーク化に伴う企業系列化などに起因する寡占化の促進・企業格差拡大、多額の先行投資による企業経営の悪化、新公害による地下水の汚染などの諸問題が発生する可能性がある。

③ 社会生活における高度情報化

社会生活における高度情報化は、行政、防災、交通、医療、教育などの面における国民のニーズの高度化、多様化に応えるためのものと考えられる。情報通信技術の発達により、各種行政情報サービス、交通制御システム、防犯・防災

システム、救急医療システムなど様々な応用システムの提供が可能となっている。

第1に、行政の分野では、戸籍、住民票、税務、国民健康保険、国民年金などを電算処理したオンラインデータベースシステムなどの行政情報システムの構築が全国の自治体で進んでいる。また行政広報のニューメディア化も進行している。

第2に、防災の分野では、地震、水害、雪害などの自然災害を予測したり、災害状況を迅速に把握したりするシステムが発達しているが、自然災害などをコントロールするシステムはまだ少ない。

第3に、交通の分野では、都市部の各地点で

表-9 家庭向け情報通信サービスへのニーズ

()内は%

	～50%未満	50%～70%未満	70%以上
健康・医療			健康・医療・応急手当の情報 (85) 病院・医者・休日診療等の情報 (80)
家事・買物	ホームショッピング(注文・購入) (41) 希望条件に合った貯蓄プラン作成 (36)	料理のつくり方、献立、栄養価等 (女性のうち63) 商品情報(銘柄、特徴、価格等) (53) 小売店案内・バーゲン・安売り案内 (56) ホームバンキング(送金、振込、貸付) (58)	役所の証明書等の入手 (73)
レジャー・移動		目的地、関心のある地域の地図(68) 時刻表(列車、航空機、バス) (68) 予約状況照会、座席予約 (67) 交通情報(道路、航空機) (65) 最適ルート・交通機関指示 (65) ホテル・旅館・レンタカー予約 (65)	天気予報(任意の地域の) (80) 行楽地、旅行先、宿泊先情報 (71)
趣味・教養・学習	教養講座・技能講座情報 (46) 教育・教養施設(学校、文化教室、塾等)の情報(43) 受け答えしながら(双方向)学習 (48)	映画、演劇、美術展、試合等の情報、座席予約 (55) 好きな音楽を自由に (68)	
映像番組		最新のスポーツニュース (58) 生中継番組(スポーツ、劇場) (69) レッスン番組(教養・趣味・料理・コンピュータ等) (56)	見たい映画が自由に (80) 見忘れたテレビ番組、なつかしの番組 (82)
ニュース・お知らせ	地域の催物(お祭り等)、地域ニュース、施設(体育館等)の案内 (46)		ニュース (78)

(表-4) 娯楽番組、健康・医療、在宅公共サービス利用、旅行・移動情報、ニュースなどへのニーズが高い。ホームショッピング、地域情報などへのニーズは相対的には低い。ホームバンキング、催物の座席予約もあまり高くない。
(出所：INSワーキンググループ「2000年の社会とINSの社会に与える影響」、P106)

の交通流量把握、気象情報把握により渋滞を把握・予測し、各地点の掲示板や各車のラジオを通して渋滞情報を流すと同時に信号機をコントロールするという交通渋滞対策のシステムが多い。

第4に、医療の分野では、病院の業務管理のための病院情報システム、医療関連の各種情報を通信回線を通して提供する医療情報サービスシステム、地域の保健・医療機関の情報交流を目的とした地域医療情報システム、の3つのシステムの開発が進んでいる。

第5に、教育の分野では、放送大学や生涯教育システムなど地域の社会教育に関する公共的システムも始められているが、民間の教育情報システムの開発が先行している。

現代社会では、住民ニーズの高度化・多様化が社会生活面でも進んでおり、効率的で効果的な公共サービスを提供するためには住民ニーズのきめ細かな把握が重要な課題になっている。住民ニーズ把握のための情報通信システムの構築・普及が今後の課題のひとつであると考えられている。社会生活における高度情報化には、社会生活の円滑化・効率化などのプラスの効果を期待できる一方で、教育面での画一化や情緒障害の発生、医療事故の発生、プライバシーの侵害、データの誤・悪用やシステムダウンなどにおける社会的混乱、各種機能の大都市への集中化などのマイナスの影響が発生する可能性を持っている。今後高度情報化が進展するにつれて、技術を主体的に制御し、豊かな社会生活を実現するという立場から、社会的影響、特に「影」の側面への対策に取り組んでいく必要が大きい。

④ 個人・家庭生活における高度情報化

個人・家庭生活における高度情報化は、ハウ

スキーピング、ホームマネージメント、カルチャー、コミュニケーションの4つのパターンに分けられる。ハウスキーピングは、家電機器・住宅設備機器の制御を行うハウスコントロール・システム、エネルギー管理システム、セキュリティシステムなどが挙げられる。ホームマネージメントは、ホームショッピング、ホームバンキング、医療情報システム、在宅オフィス、サテライトオフィスなどのシステムによる家計管理、健康管理、在宅勤務などのことである。カルチャーは、パソコンなどの利用による在宅学習、娯楽活動のことである。コミュニケーションは、公衆電気通信網などによる通信、コミュニティでの連絡・通知活動や行政情報サービスの利用などのことである。

個人・家庭生活面での高度情報化は、日常生活に深く浸透しているような高度なシステムはまだ実現されていず、現状は過渡期的段階にあるが、社会環境の変化によって発生した国民の情報通信に対するニーズを背景に出現してきていることに注目する必要がある。その変化の第1は、高齢化であるが、高齢化の進行に伴い、福祉・保健・医療の向上に対するニーズが強まり、福祉情報システム、医療情報システムなどの応用システムの開発・普及が必要とされている。第2は、女性の社会進出により、家事労働の軽減を求めるニーズが生まれ、様々なホームオートメーション・システムが求められるようになってきている。第3は、手軽なコミュニケーションツールが求められているので、テレビ電話などの情報通信システムを実現させる必要が生まれている。第4は、高所得化や高学歴化などの中で生活の質や心の豊かさが重視されるようになり、その結果、高度化・多様化した国民のニーズに的確に応じ得る情報通信システムが求められるようになってきている。

情報通信技術の発達は、豊かな社会を形成するための条件のひとつであるが、人間を重視した高度情報社会の形成という観点に立って、技術を主体的に制御し、生活の質的向上を図っていくことが重要となる。その場合、個人・家庭生活の高度情報化に伴う「光」の側面としては、創造的能力の涵養、拘束的あるいは煩雑な仕事

からの解放、コミュニケーションの増大、家計の合理的管理などがあるが、このような対応に失敗した場合、自閉的人間の増大や論理的な思考能力の低下といった深刻な事態が生じたり、個人のプライバシー侵害など「影」の側面に関する様々な問題が発生すると考えられる。情報通信技術の社会的な影響力を確認した上で、そ

表-10 CATVによる新しいサービス(例)

サービスの種類	サービスの内容	
自主放送	動画	地域ニュース、サークル活動によって制作された番組、公開講座、対談、NHKライブラリ番組、大使館提供番組、その他
	静止画	天気予報、買物情報、催事情報、交通情報、映画案内、地域ニュース、その他
有料FM音楽放送	クラシック、ポップス、BGMなどの音楽を、FM放送で本サービスの加入者のみに有料で提供する。	
有料テレビ放送	洋画、邦画、アニメ等の映画番組を本サービスの加入者のみに有料で提供する。	
ケーブルテキスト	ニュース、天気予報、広報、医療、ショッピング、娯楽、趣味等の情報を、本サービス加入者のリクエストに応じて、文字・図形の形で提供する。加入者は、テレビ受信機で文字・図形を見るほか、ホームプリンタからハードコピーを出力させることができる。	
加入者応答	センタからの質問等に視聴者が応答できるサービスで、自主放送等と組み合わせ利用する。	
セキュリティ	防犯情報(盗難・侵入検知)、防災情報(火災・ガス検知)などの緊急情報を、CATV網経由でセンタに収集し、集中監視する。セキュリティシステムの管理・運用は24時間体制で行う。	
テレビ会議	映像、音声及び文字(電子黒板等)を用いて行う遠隔会議サービスである。	
高精細度テレビ放送	走査線数を1,125本、輝度信用地域を20MHzとして、テレビ画面の高精細度化を図ったもので、次世代のテレビとして注目されている。	
PCM音楽放送	音楽の信号をデジタル化して伝送するもので、伝送中の質劣化がなく、高品質の音楽放送サービスとして期待されているものである。	
ホームメール	個人的およびグループ間で行われる各種通信のうち、文字・図形情報を指定された相手方に伝送するもの。	

(出所：日本経済新聞社、「21世紀の電気通信」、昭和58年10月、P123)

れを市民の側に立って、人間性を重視した高度情報社会の実現のために活用していくことが必要となっている。

⑤ 文化・伝統における高度情報化

文化・伝統における高度情報化は、地域の情報通信メディアとしてCATV、「びあ」などのプライベートキャプテン、ファクシミリなどによって推進されている。特に、CATVは高度情報社会における地域密着型の情報通信インフラストラクチャーとして期待されているが、巨額の初期投資が必要なため財政的措置が必要とみられている。CATVは、地域文化に貢献する情報通信システムの典型であるが、自主放送を実施している施設はまだ少ない。CATVの地域密着性により、今後地域から発信された情報が地域文化の発展に貢献するものになることが期待されている。

プライベート・キャプテンの「びあ」は、映画などの情報提供とチケット予約を行っているが、このようなニューメディアの活用は、アクセシビリティの拡大や地域間の交流を拡大するとみられているが、情報を集中的に処理しているので、世論操作の可能性などが強まる危険性がある。さらに、CATVなどのメディアは地域生活の質的向上という目的のための手段であり、ハードの開発にのみ力が注がれるならば、地域の文化的独自性の喪失などのマイナスの影響が生じる可能性がある。

4. 高度情報社会と地方自治体の対応

(1) 自治体における高度情報化施策の動向

① 全国的な動向

すでに検討したように、中央省庁のうち郵政、通産、建設、運輸、農水などの各省庁が地域に関連した高度情報化構想を展開したり、検討している状況にあり、このような構想や情報通信技術は自治体や地域社会のあり方に影響を及ぼすものである。しかし、高度情報社会をめぐる論議は、企業サイドのニーズや技術的可能性に関する論議などが先行してきたことは否定できず、情報受け手のニーズ、地域社会にとっての費用効果、地方自治体の対応といったソフトの論議は、今後の課題として残されている点が多い。それだけに、自治体としては、高度情報化の推進に伴う諸問題に慎重に対応する必要がある。そのような問題としては、国の各省庁の地域情報化施策の競合、過大な先行投資、情報通信技術と応用システムの地域性、公共と民間の役割、公共性の担保、費用対効果などが挙げられる。高度情報化は地域社会に大きな変革をもたらすと予測されるので、今日ではマクロレベルの問題であるとともに地域社会の問題でもある。それ故、高度情報化構想や情報通信技術に対する自治体の取組みは、活発になってきている。

自治体では、高度情報社会への対応として、様々な情報化施策が実施または検討されている。ここでは都道府県の動きをみてみよう。自治省の「都道府県及び指定都市における主な情報政策等の現況」(85年1月)によれば、高度情報社会への対応に関する研究などを実施中の団体は、都道府県47団体(100.0%)、指定都市7団体(70.0%)である。研究会の主なテーマとしては、高度情報化の現状把握、ニューメディアの導入及び利活用の検討、ニューメディアの将来展望などに関する調査研究が多い。コンピュータシステムに関する研究では、都道府県19

団体 (40.4%)、指定都市7団体 (70.0%) が設置し、研究会の主なテーマとしては、情報システムの総合的利用の推進、コンピュータ利用の長期構想等の策定、適用業務の開発・調整などとなっている。OA化に関する研究を実施中の団体は、都道府県31団体 (66.0%)、指定都市5団体 (50.0%) となっており、研究会の主なテーマとしては、全庁的なOA化に関する基本的な考え方、OA機器導入、職員研修などのOA化推進計画、適用業務の検討、ソフトウェアの開発など、具体的なものが多い。

次に同省の「都道府県(団体)における情報政策等の動向」(86年2月:中間集計)によれば、高度情報社会に向けて全国の都道府県が地域社会や行政サービスの情報化に積極的な取り組みを始めていることが明らかとなっている。総合計画を策定中の27団体すべてが高度情報化計画を検討中である。その内容としては、情報通信網の整備、各種情報システムの整備、ニューメディアの活用などが挙げられている。情報化を進めるための施策は、60年度予算で46団体が盛り込み、事業数は331にのぼっている。このうち中小企業地域情報センター計画など地域社会の情報化が32団体、消費生活情報ネットワークシステムや救急医療情報システムなど行政サービスの情報化が31団体、総合行政情報システムなどの団体内部(県庁舎など)の情報化が37団体となっている。

将来の計画では、情報化モデル地域推進事業、地域INSなどの構築を検討している団体が多い。また行政サービス分野では、救急医療、健康管理など保健・医療分野の情報システムの整備が最も多く、防災行政無線などの防災情報システムや生涯学習・図書館情報システムなども多い。団体内部の情報化としては、地域情報データベースの整備やLAN(地域内情報通信

網)構築も検討されている。なお、情報通信ネットワーク構想・計画を策定済み、または、策定を予定しているのは38団体であるが、その内訳は農業技術情報など産業振興型、消防防災無線通信など行政サービス向上型、総合行政情報など行政効率型に分かれている。

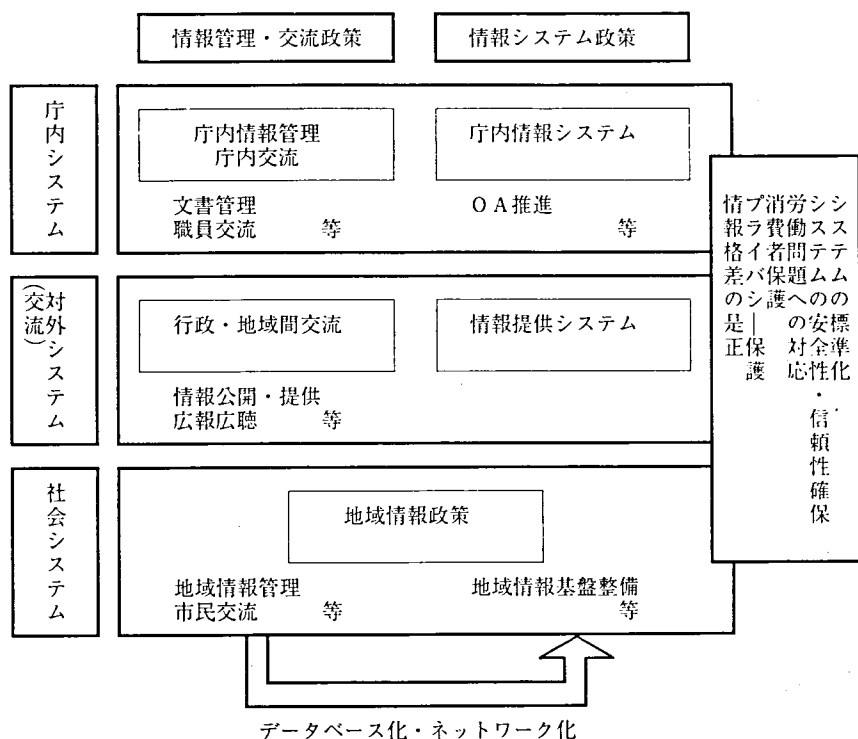
② 神奈川県への対応

高度情報化への対応として地方自治体がどのような政策を展開しているのかを神奈川県事例によりみてみよう。神奈川県は全国の都道府県で最初に、公文書公開制度を条例化し、83年4月から施行し、他の地方自治体などに大きな社会的影響を与えた。さらに情報公開制度と連動して、キャプテンシステムやコンピュータにより県が持つ情報を積極的に提供するという広報活動を実施している。さらに行政資料のコンピュータによる検索などが計画されている。このように情報公開・情報提供推進のツールとしてのコンピュータ、ニューメディアを利用したシステムが既の実施されたり、検討中である。また情報システムの利用に関する中期的展望を明らかにするために、83年に「コンピュータ利用総合構想」をまとめている。

高度情報化に対して神奈川県は、84年4月に「ニューメディア委員会」を庁内組織として発足させて、高度情報化が地域社会や行政に与える影響と対応策を研究してきた。85年3月にまとめられた報告書「情報と地域-新しい波への対応と展望」は、同委員会の研究に関する中間報告である。同報告書は、県のとるべき施策の方向について具体的に検討し、

1) 神奈川県域における情報化の現状と県民のニーズ及び情報技術の進展、2) 高度情報化のインパクトとその方向性、3) 高度情報化への地方自治体の施策対応、の3部から構成されている。

図-5 情報政策の体系



(出所:神奈川県ニューメディア研究会、「情報と地域-新しい波への対応と展望」(中間報告)、昭和60年3月)

情報政策の展開に当たっての基本的な考え方として、以下の5点に留意していくことが明らかにされている。

- 1) ヒューマンコミュニケーションを補う手段としての(ニューメディア等の情報技術)の積極的活用。
- 2) 既存メディアとニューメディアの統合した活用。
- 3) 産業政策、地域政策と(情報政策)の融合。
- 4) 行政システムから社会システムへ。
- 5) 「影」の部分への積極的に対応。

このような考え方によって高度情報化施策を展開するにしても、自治体のみでは解決できない課題も多い。国や関係機関、民間と連携をとりつつ、取り組むべき社会的課題として、同報告書は、1)民間活力の導入と行政のかかわる範

囲、2)資金の確保と人材づくり、3)地方分権に立脚した法制度の整備、4)情報システムの安全性、信頼性の確保とデータの保護、5)情報システムの標準化の推進、を挙げている。

ニューメディア研究委員会は庁内組織であるが、外部有識者の組織として60年度には「高度情報化社会研究フォーラム」を設置した。これはニューメディア研究委員会を支援する組織として作られた学者などによる科学技術懇話会などを恒常的な研究組織に改組したものである。85年12月に開催された同研究フォーラムで、神奈川県は「神奈川情報政策プラン素案骨子」を提示した。同プランは、改定作業中の「新神奈川計画」を支える情報政策に関するもので、同計画の実施計画の中で具体的な事業が進められる予定である。骨子の「地域の高度情報化の推

進」では、神奈川の情報発信機能を強化するため、情報核（サービス拠点）の整備と関連の人材づくりの必要性を指摘している。また、地域開発の中で高度情報基盤の整備を進めたり、規制・誘導を図る必要があることを明らかにしている。「行政の高度情報化の推進」では、県民への情報提供機能の充実、OA化の推進を強調している。一方、「情報化の及ぼす問題対応」では、プライバシー、労働条件、消費者問題、システムの信頼性・安全性などの面で、前例のない社会問題が発生する恐れがあることを指摘し、プライバシー保護の制度的保障、ME作業基準等の制度化、消費生活情報提供システムの整備、ネットワークの2重化、などの推進を明らかにしている。

(2) 高度情報化と自治体行政

① 高度情報化と行政サービスの変化

N T Tは、1987年に全国の都道府県所在地などの主要都市にI N Sサービスを提供する計画であることを発表している。都市型C A T Vも大都市圏を中心に今後普及していくとみられている。このように高度情報化の動きは着々と進んでいるが、一方、情報通信技術の発展が地域社会に与える影響は、前章でみるように多方面にわたると予想されており、自治体行政もその影響を強く受けて変化していくと考えられる。情報通信技術の発展とニューメディアの活用による自治体行政の変化をみてみよう。

1) ニューメディアの活用によって変化が生じるとまず考えられるのは広報公聴活動である。既存の広報紙、新聞広告、T V広報などによる広報公聴は、行政側による片方向の情報提供であるが、今後の住民ニーズに応じていくのには不十分ではないかとみられている。今後はC A

T Vやキャプテンシステムなどを通じて、双方向的な情報提供（広報）と情報収集（公聴）が可能になるだろうと考えられる。特に地域メディアとして期待されている都市型C A T Vによって、住民が地域社会の様々な活動に参加するようになれば、広報公聴が大きく変化すると予測される。

2) 次に変化が生じると考えられるものに、自治体の住民サービスがある。情報通信ネットワークを活用した医療情報システムや住民健康管理システム、防災や救急情報システムの整備により、行政内容の充実と行政効率の向上が期待されている。また、住民登録や印鑑証明などの発行にも、ニューメディアの利用が考えられている。神奈川県においても情報公開制度にキャプテンシステムを導入しているように、情報公開についてもニューメディアにより情報入手が住民にとって容易になることが期待されている。

3) 教育的なサービスも変化すると考えられるが、C A I（コンピュータ利用教育）などのシステムを活用することによって、社会教育や生涯教育の分野での行政サービスを多様なものとし、住民ニーズに対応できるようになることが期待されている。このことは、高齢者、障害者、家庭の主婦などこれまでの社会教育や生涯教育などのサービスを受けにくい立場にある人々にとって機会を拡大することになると考えられる。

4) 自治体のコンピュータ利用は、都道府県段階などをみると、大量定型的な業務の機械化から、オンライン化、データベース化などの高度利用が進みつつある段階である。OAの高度化の方向としては、総合行政情報システム、意思決定支援システムなど総合ネットワーク化が考えられている。

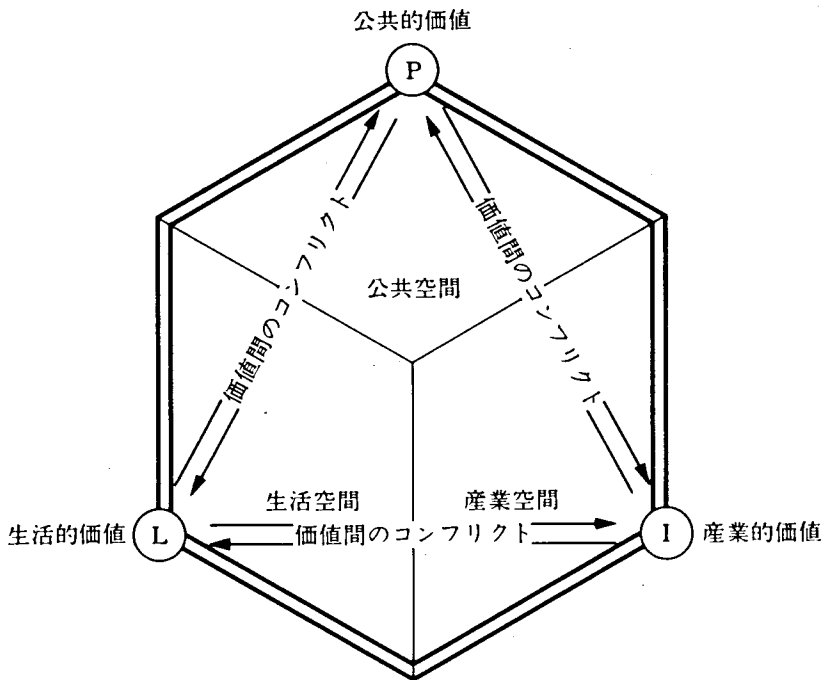
このような自治体行政へのニューメディアの活用は、住民サービスの向上、事務処理の高度化、行政の効率化など「光」の側面がクローズアップされる傾向が強いが、情報通信技術の発達に伴う社会情報システム、総合ネットワークなどの高度化は、プライバシー侵害など「影」の側面をも確実に拡大しているのである。そのため行政サービスへのニューメディアの具体的な活用を進めるにあたっては、その「影」の側面について十分に検討し、解決策を探っておくことが重要な課題となる。高度情報化にどのように取り組むべきかについて、地方自治体の対応は様々である。地域INSやテレトピア構想の積極的導入を図ろうとする自治体もあれば、もっと基本的な検討から着手しようとしている自治体もある。しかし、これまで自治体は、情報通信システムのあり方や情報通信政策に関す

る権限などに専門的な検討を加えるような機会に余り恵まれていなかったこと、高度情報化の全体像の把握が困難であることなどの理由で、自治体の高度情報化への対応には多少のぎこちなさを伴っているのも事実である。

② 高度情報化と自治体の基本的立場

今日の情報化の進展は情報通信技術の発達が主たる誘因となったものであり、シーズ (Seeds) がニーズ (Needs) に先行する状況にあるといえるだろう。地域の高度情報化を推進してきたのは、産業・経済面でのニーズと一種の技術決定論的立場の政策であり、地域住民や地域社会のニーズが主たる推進力ではない。このような中で高度情報化に対して自治体がどのような立場から政策的に対応するのが、今後の地域社会のあり方を考える上でも重要な課題になると考えられる。自治体と高度情報社会を

図-6 現代都市の機能空間と情報価値のコンフリクト



(出所:増田祐司「情報通信の新時代」、有斐閣、昭和60年2月、P177)

考える上での立場として、1)生活者、2)地域、3)自治、の3点を設定してみよう。

第1は、生活者の立場から高度情報社会を検討することである。今日の高度情報化は、生活面のニーズ・オリエンテッドなものではない。生活者（労働者）としては、高度情報化の進展に伴う「光」の側面の恩恵を受けられるだけでなく、「影」の側面の社会的影響を直接受ける可能性が大きい。地域社会の高度情報化を生活者の立場からみる必要がある。とりわけ高度情報社会は、システム化され、ネットワーク化された社会であるがために、個人としての生活者の立場からは、人間性の問題や人権の問題として検討される必要がある。さらにこの立場は、経済・産業・企業活動を考える時に、労働者や中小企業などの立場に立って高度情報社会を検討することでもある。

第2は、地域社会の立場から高度情報化を検討することである。高度情報社会化はネットワーク化された社会であり、情報の集中と分散を通じて高度情報化は都市機能にも大きく影響を与えると予測されている。地域社会にとって情報通信基盤の整備、地域経済振興、地域情報の充実など関係の深い問題が多くあり、地域政策の観点からの地域の高度情報化への対応が必要となっている。電気通信政策はこれまで国の電波行政、通信行政のための基本的指針として専管的に扱われてきたが、高度情報化の地域社会での進展に対応して、地域の立場での情報通信政策が必要とされている。

また、情報通信技術の活用・導入や情報通信基盤の整備など情報化の推進にあたっては、地域社会の立場から事前に効果と影響について評価することが必要である。これは地域社会の立場からのテクノロジー・アセスメント（技術評価）であり、雇用、環境、生活、人間性、など

の要因について十分な検討・評価を行うことである。

第3は、自治の立場から高度情報社会を検討することである。この立場は、高度情報化への対応として市民参加による情報民主主義を基本的立場とするものであり、高度情報社会への評価や方針を地域計画としての高度情報化プランによって明らかにすることを検討する必要がある。さらにこの立場は、高度情報社会が地方自治そのものを弱めないかどうかを慎重に検討することとも関連している。

(3) 高度情報化の進展に伴う政策課題

① 政策課題の枠組み

高度情報化をめぐる自治体の政策課題の枠組みを整理すると、1)自治体の情報化政策を進めるためには何をすべきか、2)情報化の進展に伴う様々な社会的影響や変化に対して行政はどう対応すべきか、3)行政の役割分担から対応課題を捉える、という3つの側面からの検討が可能である。

1) 今日の高度情報化の進展に対応し、情報通信技術や情報通信システムを自治体行政に積極的に取り入れ、住民サービスの向上や行政の効率化・迅速化を推進することが期待されている。各種情報システムやネットワークを活用した情報公開・情報提供制度、福祉・保健・医療など社会情報システムの充実、行政内部の事務処理過程への情報通信技術の適用、自治体間のネットワーク化の推進、地域INSの構築による地域経済の活性化や国際化への対応など、自治体行政の各分野での高度情報化は住民サービスの拡大・向上につながる効果的な手段と考えられるが、これをどう受け止め、どう具体化していくのかが問われている。

2) 高度情報化に伴う社会的な変動に自治体行政としてどう対応すべきかということも問題であるが、雇用や労働、地域産業政策への対応、情報格差や社会病理への対応、福祉・保健医療分野での情報通信技術・システムの活用、情報ネットワークの集中と分散などまちづくりの側面での対応など、これまでの行政内部の枠組みをこえて地域政策的な観点や解決が必要な新しい課題が登場している。また、高度情報社会は情報通信技術・システムによりネットワーク化された社会であるが、プライバシー保護や安全対策への対応が自治体にとっての課題である。

3) 高度情報社会の構築は自治体行政にとっても重要な課題であるが、自治体独自の力で実現できることには限界がある。そのため地域 I N S の整備にあたっては民間活力の導入が必要であることはいうまでもないが、その場合、高度情報社会をめぐる政策課題を考える上で、国、都道府県、市町村の役割分担を明らかにする必要がある。行政課題としてみた高度情報化は、21世紀の社会を視野に入れる必要のある長期的な課題であり、制度面や組織面でも自治体の対応は始まったばかりである。国と自治体の役割、民間と行政（あるいは公的部門）の役割を明らかにするという点で、基本的な考え方を整理する必要がある。

このような高度情報社会をめぐる政策課題の枠組みに対処するためには、総合化し、体系化した自治体の政策が必要となっているのである。そこで以下では、東京都21世紀高度情報化社会研究会報告「高度情報化の進展と東京一地域社会へのインパクトと課題」（昭和60年5月）と神奈川県ニューメディア研究委員会中間報告「情報と地域—新しい波への対応と展望」（昭和60年3月）を主に参考にしながら、1)自治体の情報化に対する政策課題、2)情報通信基盤の

整備に関する政策課題、3)情報化の進展に伴う行政課題、の3点を個々に整理・検討することにしよう。

② 自治体の情報化に対する政策課題

自治体にとって高度情報化とは、行政への適用分野の拡大を意味しており、行政上の様々な課題を解決するためのツールとして積極的に活用していく立場があるとともに、情報の有効活用や流通の促進に努めていくことが求められている問題でもある。このような政策は、高度情報化に対する自治体の積極的な対応にかかわる政策であり、1)情報公開、情報提供の充実、2)社会情報システムの構築、3)行政内部の情報化の推進、4)自治体間のネットワーク、5)情報通信システムへの留意点、などの課題がある。

第1の情報公開、情報提供は、自治体が保有する情報を積極的に公開、提供していくことであり、自治体民主化に大きく寄与するものである。情報の公開、提供の拡大、多様化、迅速化のためには、情報通信技術、ニューメディアの積極的な活用が必要となっている。特に都市型CATVやキャプテンシステムなどのニューメディアは、双方向性、随時性などの特徴があるので、広報媒体としてすぐれた特性を持っている。一方、情報提供のためにはニューメディアの積極的活用のほか、データベースを利用した情報提供システムの構築など地域ニーズにあった情報提供の方法が考えられる。

第2の社会情報システムの構築は、福祉・保健医療、教育文化、産業経済、防災、交通、環境などの行政分野で拡大しているが、これらの分野での情報システムの構築にあたっては、社会的なニーズ、技術的、経済的条件を検討しながら進めていく必要がある。併せて、システムの社会的可能性を考えていくことが重要である。

表-11 電気通信システムの安全性・信頼性対策

発生原因		対 策		技 術 的 (ハード・ソフト)		そ れ 以 外	
		障害等の発生子防対策		発生時の対策		障害等の発生子防対策	
シ ス テ ム	悪意を伴わないもの 自然災害 (地震・風水害・火災・その他)	<ul style="list-style-type: none"> 機器、建造物、伝送系等の堅ろう化、分散化 衛星通信の活用 重要データの二重化等(保管) 	<ul style="list-style-type: none"> 迂回ルートの設定等復旧手順の確立 機器等の二重化(バックアップ) トラヒック輻湊時の対策の検討(利用制限等) 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドライン制定(安全・信頼性基準等)とそれに基づくシステム構築 セキュリティ対策についての行政からの援助 	<ul style="list-style-type: none"> 情報化保険の適用 災害時の通信システム利用に関する制度の検討 		
	利用者の過失等 (誤操作等)	<ul style="list-style-type: none"> 端末機器の堅ろう化やフルプルーフ設計等 データ保護技術 マンマシン・インタフェースの改善 	<ul style="list-style-type: none"> 障害部分を自動的に切り離すなど、被害を最小限に止めるシステム設計 	<ul style="list-style-type: none"> ユーザー教育の徹底 			
外 部	悪意を伴うもの (破壊行為によるセンタや伝送系の破壊等) 利用者等外部の人による犯罪・不正行為 (盗聴・不正アクセスによる破壊など)	<ul style="list-style-type: none"> 機器・建造物・伝送系等の堅ろう化 通信の暗号化 アクセスコントロール 	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪・不正行為の発見の容易化と対応策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 十分な事前評価と対応策の検討 システム監査制度の導入 プライバシー・データ保護に関する法制度の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 取締と罰則の適用 		
シ ス テ ム 内 部	悪意を伴わないもの 機器等の故障 設計やソフトウェア開発運用上のミス・エラー	<ul style="list-style-type: none"> 素子を含む機器類の高信頼化技術の開発 データ保護技術 テストの充実等によるソフトウェアの改善(チェック・プログラムなど) 人為的なミスが生じにくいようなシステム設計 	<ul style="list-style-type: none"> 迂回ルートの設定等復旧手順の確立 機器等の二重化(バックアップ) 故障箇所やエラーミスの早期発見の容易化と対応策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドライン判定(安全・信頼性基準等)とそれに基づくシステム構築 	<ul style="list-style-type: none"> 情報化保険の適用 		
	悪意を伴うもの システム内部の人による破壊・犯罪行為	<ul style="list-style-type: none"> アクセスコントロール 通信の暗号化 	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪・不正行為の発見の容易化と対応策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> システム監査制度の導入 要員管理・教育方法の検討 プライバシー・データ保護に関する法制度の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 取締と罰則の適用 		

(出所:日本経済新聞社、「21世紀の電気通信」、昭和58年10月、P110)

具体的には、技術的、経済的に可能であっても、社会的に許容されないシステムが存在すると考えられるからである。このように社会情報システムの構築では、情報通信技術を評価・選択し、地域社会の問題の解決に取り組んでいく視点が必要である。

第3の行政内部の情報化の推進は、行政の効率化、事務の改善、住民サービスの向上のために、行政内部の事務処理過程へ情報通信技術を適用することである。現在のOA化は、大量定型的な業務の機械化の段階から、オンライン化、データベース化などの高度利用、パソコンやワープロによる事務のOA化へ進みつつある段階である。OAの高度化の方向としては、総合ネットワーク化が考えられるが、庁内情報ネットワークのあり方や情報集中化に伴う問題点などが検討される必要がある。行政内部の情報化にとって、OA化とともに、文書情報などを含んだ情報収集管理体制の整備を図ることも重要な課題である。

第4の自治体間のネットワークは、防災行政無線網やファクシミリネットワークなどが導入されつつある段階であるが、今後各行政分野での情報システムの構築、地域INSの整備が進展するにつれ、都道府県と市町村間、市町村間どうしの情報交換や情報資源の有効利用のための情報通信ネットワークが確立されていくものと予測されている。その際、プライバシー保護に留意しなければならない。個人情報保護条例の中で他機関とのオンライン禁止を規定しているものが約6割あるが（この点については自治研かながわ月報85年10月号46ページ参照）、プライバシーの実質的な保護がネットワーク化の不可欠の条件とされるべきである。また、ネットワーク化による情報の集中が起こりうるが、そのことによって新たな中央集権化と地方自治

の弱体化が生じないように留意する必要がある。この点で、自治体の情報主権に関する論議が必要である。

第5の情報通信システム化の留意点としては、1) プライバシー保護とコンピュータセキュリティ、2) 人材の養成、3) 安全衛生や健康管理、4) 情報通信システムの構築にあたってのテクノロジー・アセスメント、が考えられる。

③ 情報通信基盤の整備に関する政策課題

これまで電気通信政策は国の専管事務であったため、情報通信基盤の整備に自治体に関与することは余りなかったが、郵政省のテレピア構想、通産省のニューメディア・コミュニティ構想などにより地域社会の高度情報化が展望されている今日、地域INSなどの整備により地域経済の活性化、まちづくり、都市整備を図っていくことが自治体の政策課題として浮上してきた。この背景には、1) 情報通信技術により地域ニーズに対応することが可能となった、2) 産業の情報化が地域経済の活性化に不可欠の要素となった、3) 都市型CATVなど地域の情報通信基盤の整備が進んだ、4) 電電公社の民営化、第2電電の参入など国の電気通信政策の規制緩和などにより地域の電気通信政策にとって自治体の役割が相対的に拡大してきた、ことなどがある。情報通信基盤の整備は、高度情報化の推進にとって前提条件であるが、自治体は都市づくり、まちづくりの観点から積極的に関与していく必要がある。

情報通信基盤の整備に関する自治体の第1の課題は地域の政治、経済、社会、文化などの諸機能に及ぼす影響について、慎重な評価・検討が必要となっていることである。都市構造面での情報通信基盤の影響評価を行っていくことが問われているのである。

第2の課題は、都市型CATVなど地域の情報通信基盤の整備に関するものである。都市型CATVなどの地域型のニューメディアは、地域情報通信基盤として積極的に評価する必要があるが、これらの整備が企業ベースだけで行われた場合には、新たな地域間情報格差を生じる可能性がある。自治体は地域情報通信基盤の整備に当たって、公共的、地域的な観点から、規制・誘導を行っていく必要がある。そのためには、国の専管事務であるCATV等の許認可権を自治体に権限移譲することが必要になってい

る。

第3の課題は、情報通信基盤の整備にあたって、道路、下水道など既存の都市施設を有効に活用していく方法を検討する必要がある。具体的には、通信ケーブルの地下埋設化などが考えられるが、この点は都市環境の確保や緊急時・災害時への対応の問題でもあり、行政の役割が今後問われると考えられる。

第4の課題は、国際情報通信基盤の整備にかかわるものである。日本経済の国際化、高度情報化に伴って、地域レベルでも国際化、高度情

表-12 CATV事業計画

事業会社	CATV会社名 設立年月日	サービス 開始予定	対象地域	対象地域の 世帯数	サービス内容等
相模鉄道	横浜ケーブルビジョン 58. 7. 15	昭和61年4月	横浜市西区、旭区二俣川、大和、海老名いずみ野	横浜市西区 (1万5千世帯) 横浜市旭区二俣川 (5万世帯)	テレビ自主放送15チャンネル(基本サービス12、ベイサービス3)、同信再放送11チャンネル
東京急行電鉄	東急有線テレビ 58. 3. 7	昭和61年4月	渋谷、蒲田、下高井戸、たまプラーザ、青葉台、つくし野、中央林間	渋谷(3万世帯) たまプラーザ (3万世帯)	テレビ19チャンネル、FM7チャンネル、PCM3チャンネル(ベイテレビ3チャンネル)
京王帝都電鉄	京王ケーブルシステム 58. 10. 1	昭和61年後半～ 昭和62年前半	駅構内での「ターミナル情報システム」新宿、明大前、調布府中、聖蹟桜ヶ丘、八王子、渋谷、吉祥寺、橋本、多摩センター	2万世帯	
京浜急行	京急ケーブルネットワーク 59. 4. 3				「能見台」にはCATV用ケーブル敷設あり
小田急電鉄	小田急情報サービス 58. 10. 1	昭和61年度	新百合ヶ丘駅周辺地区、藤沢市	新百合ヶ丘駅周辺地区(3万3千世帯) 藤沢(2万8千世帯)	30チャンネル
相模ネットワークサービス	58. 5. 14	昭和60年10月	相模原市、座間市、厚木市、大和市、海老名市	当初1万2千世帯	自主放送3チャンネル、ベイ番組2チャンネル、再送信8局FM放送3局
熊谷組	昭和59年内に運営会社設立予定	昭和62年春	東戸塚分譲住宅とその周辺住宅		難視聴解消、自主放送予定
神奈川県住宅供給公社			横浜市旭区	若葉台団地 (計画人口24,000人)	大規模住宅の管理システム(ニュータウン内各施設の防災、給排水、電気設備などをCATVで集中管理)
住宅都市整備公団			厚木市	森の里 (計画人口8,050人)	各種教養番組の編成自主放送、他のCATVと連携し、各主生活情報を提供
船橋ケーブルビジョン	58. 3. 4	昭和60年10月頃	藤沢市、茅ヶ崎市、鎌倉市	17万5千世帯	自主放送、FM放送ベイテレビ、双方向サービス、再送信

(出所:神奈川県自治総合研究センター「情報化社会と自治体」、昭和59年9月、P113)

報化への環境整備の必要性が高まっている。今日、通信衛星やそれに関連した諸施設などの国際情報通信基盤の整備が都市の国際化に対応して大きな課題となっている。このような課題を解決するために、国際情報通信機能と港湾を中心とする地域開発を結びつけた東京都の「レポート」構想や横浜市の「みなとみらい21」計画が明らかにされている。

④ 情報化の進展に伴う行政課題

地域社会の高度情報化の進展に伴って生じる行政課題を明らかにすることが必要となっているが、その課題としては、1)産業・労働、2)市民生活、3)プライバシー保護、などの分野を挙げることができる。

1) 産業・労働

産業の情報化が地域の産業・経済構造に与える影響や効果は大きく、情報産業の進展、大企業による系列化の強化、特定地域への先端産業立地などの問題が生じる可能性がある。これらの問題への対応としては、地域産業政策の確立が基本になるべきであるが、現実の高度情報化の進展に直面している中小企業の問題、労働市場あるいは雇用、労働条件に関する問題など具体的な行政課題も多くあり、自治体の対応が問われている。

・中小企業の問題としては、中小企業の情報化促進、情報収集活動への支援、下請取引適正化指導などがある。大企業との競争力の強化、地域産業の活性化という視点で、中小企業の情報化促進のために行政としては、中小企業情報化ビジョンの提示、情報化のための診断、指導体制の整備、情報化に対する資金助成などの具体的な支援策を今後推進していく必要がある。中小企業の経営環境を整備するための情報収集活動への支援、具体的には中小企業地域情報セン

ターの設置、中小企業情報ネットワークの構築、情報交流の促進、などが今日では必要となっている。また、高度情報化の進展により企業間競争が激化することが予測されるが、下請企業の取引上の不利益を避けるために苦情処理体制などの整備・充実が必要とされている。

・雇用・労働条件に関する問題としては、経済・産業・企業活動の高度情報化が労働の質と量に直接的な影響を与えることがあり、行政の対応としては、雇用の拡大、労働条件の改善、職業紹介や教育訓練の拡大、労使間の意思疎通の確保、労働関係法の整備などによることが考えられる。

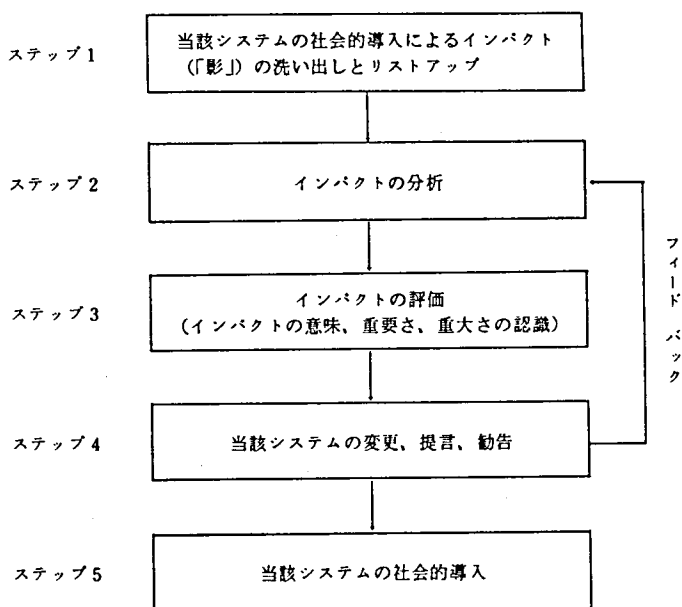
2) 市民生活

高度情報化の進展が、産業活動から社会生活や家庭生活に及んできているのが今日の状況であるが、情報の市民権、テクノロジー・アセスメント、情報格差の解消、消費者保護対策、社会病理への対策、福祉・保健医療分野での情報通信技術の活用、教育面での対策、プライバシー保護、などが市民生活面での行政課題として挙げられる。これらの問題に対して、自治体としてどこまで関与すべきか、役割や権限の範囲を含め検討することが大きな課題となるであろう。

・自治体の高度情報化の推進について市民の理解を深めるためには、市民の直接利用の拡大などの情報提供面だけでなく、情報の市民権の確立などによる総合計画へのフィードバックが必要であり、このような点での広聴機能の強化が問われている。

・情報化の効果は「光」の側面も「影」の側面も初期には把握しにくい面がある。しかし、一端「影」の側面が顕在化した時には、原状回復が不可能に近い状態になり、社会の均衡や秩序が維持できなくなるおそれがある。そこでテク

図－8 高度情報化の「影」に対するアセスメント手順



(出所：郵政省「人間と高度情報社会を考える懇談会最終報告書」，昭和60年10月)

テクノロジー・アセスメントの実施方法を確立することが重要な課題となる。テクノロジー・アセスメントの評価項目としては、①産業組織への影響、②雇用・労働形態への影響、③操作性への影響、④生活様式への影響、⑤安全性、人体などへの影響、⑥既存法制度への影響、⑦権益保護への影響、⑧社会システムのセキュリティへの影響、の8項目をあげることができる（郵政省「電気通信に関する技術開発政策懇談会中間報告」、昭和60年11月）。

・情報通信基盤の整備に伴って、様々の情報格差が生じるとみられている。過密・過疎などの地域格差や整備の進行による時間的な地域格差に対しては、情報通信基盤の整備における自治体の役割を高める必要がある。これは公共性の高い情報通信基盤の整備にあたっての行政と民間の役割分担の問題であるとともに、電気通信分野の権限に関する国と自治体との調整が必要な問題である。適応力による情報格差は情報リ

テラシーの問題でもあるが、教育訓練プログラムの充実や助成が必要である。所得差の解消は自治体行政の高度情報化に伴って大きな課題となるが、住民の行政情報入手に格差が生じないような方策が必要となる。

3) プライバシー保護

情報通信技術の飛躍的な発達に伴って、公的部門でのシステム化、ネットワーク化が広範に進むとみられているが、データの集中化と広範な利用が促進される状況下でプライバシー侵害の可能性が高まっている。プライバシー保護対策は、個人データのコンピュータ処理の場合だけでなく、「マニュアル処理」をも規制対象として含める必要がある。今日のプライバシー保護対策は、公的部門だけでなく、民間部門全体をも対象とした総合的なプライバシー保護制度として確立することが課題である。OECD理事会のプライバシー保護のガイドラインや行管庁のプライバシー保護の5原則は、プライバ

シー保護対策において講じられるべきミニマムの基準であるが、徹底されているとはいえない現状がある。福岡県春日市や川崎市の個人情報保護条例など自己情報支配権の立場からのすぐれた保護条例化の動きもあり、プライバシー保護やデータ保護の点で自治体の果たす役割は小さくない。しかし、全国的な高度情報化の進展のもとで自治体のみによる規制は実効性に問題を残しており、国による総合的なプライバシー保護法の早期制定を実現する必要がある。この点で自治体側から国への働きかけが今後ますます重要となる。

あ と が き

長洲神奈川県知事は、第7回地方の時代シンポジウム「高度情報化社会と地域」において、「社会の側から情報技術をどう制御していくのかについて真剣に考えなければ、かつて土地の買占めとスプロールが生じたのと同様に、情報の買占めとスプロールによって地域の情報空間が取返しのつかない姿にやがんでしまうのではないか」と指摘したが、地域政策の主体としての自治体が情報通信に関する政策の理念と方向性を見定めていく必要があることを訴えたものである。このことは、高度成長期の都市矛盾の激化の中で自治体を中心にした先導的な公害行政や消費者行政を受けて、国の政策が後追いつ的に始められたことを想起させる。

今日までの高度情報社会論の特徴のひとつは、一種の技術決定論がその論理の基底にあることである。いわば技術的可能性と経済的可能性や社会的可能性との間に、ほとんど乖離がないと想定してしまうことによって、高度情報通信システムの整備によってこのうえもなく便利で効

率的な生活や社会が実現すると考えるものであるが、これには論理の飛躍があることが明らかである。技術的側面に重点を置いた論議によっては、社会的な問題などの評価が十分にできるとは考えられないのである。高度情報化に伴って、社会的、経済的な問題への対応が公的部門の政策課題として残されているのである。

高度情報化をめぐる自治体の政策課題の枠組みとしては、すでに検討したように、①自治体の情報化政策を進めるためには何をすべきか、②情報化の進展に伴う様々な社会的影響や変化に対して行政はどう対応すべきか、③行政の役割分担から対応課題を考える、という側面からの検討が可能である。このような高度情報社会をめぐる政策課題の枠組みに対処するためには、総合化し、体系化した自治体政策が必要となっているが、そのことには同時に21世紀の地域社会を展望する長期的な政策課題としてとらえる視点が要求されているのである。

高度情報社会における今後の自治体政策を考える上で、社会システム論的なアプローチにより地域政策を確立するという視点がますます重要になるが、同時に財としての情報のあり方から、自治体など公的部門の役割を検討することが大きな課題となるだろう。情報財には、「公共財」あるいは「クラブ財」の性質という特殊な性質があるが、このことによって市場メカニズムによる調整だけでは、地域社会や市民にとって必要な情報が提供されていくとは限らないことが明らかである。ここから地域の情報財を公共的ないし準公共的に提供するという政策をとっていく必要性がでてくるのである。この点に自治体の役割を検討する上での重要な糸口があると思われるが、その場合、西ヨーロッパ型の公営情報通信ネットワークなども今後参考にしていく必要があるだろう。

1986年2月25日

自治研かながわ月報 第5号(1986年2月号, 通算69号)

発行所 社団法人神奈川県地方自治研究センター

発行人 飛鳥田一雄 編集人 上林得郎 定価1部 400円

〒231 横浜市中区本町1-7 東ビル 5F ☎045(201)1213

振替口座 労働金庫本店 1365-100982 横浜銀行市庁舎支店 317-709629

会員になるには

1. 誰でも会員になれます。
2. 申込書は自治研センター事務局にあります。会費は個人会員月 1,000円、賛助会員月 500円のどちらかを選び、半年または1年分をそえてお申しこみください。
3. 詳細は自治研センター事務局 ☎ 045 (201)1213へご連絡ください。

会員の特典

1. 自治研センターの「自治研かながわ月報」が隔月送られます。
2. 「月刊自治研」(自治労本部自治研推進委員会発行・A5判・120~150ページ定価450円)が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用でき、調査研究会などに参加できます。